

Vol.1 No.0 1999

フォーラム *Mekong* メコン

今号の内容

フォーラム *Mekong* 発行にあたって...2

<特集>

森林、市民権、誰のための自然?...3
～タイ山岳民族のデモが問いかけたもの～
タイ北部における市民権と森林政策
山岳民族市民権の問題と新宮沢構想
実録・山岳民族デモの25日
学びの場としてのデモ

リソース＆情報センター...16

フィッシュ・キャッチ・アンド・カルチャー
ウォーターシェッド
メコン・アップデート

なぜ農民は借金を続けるのか?...18

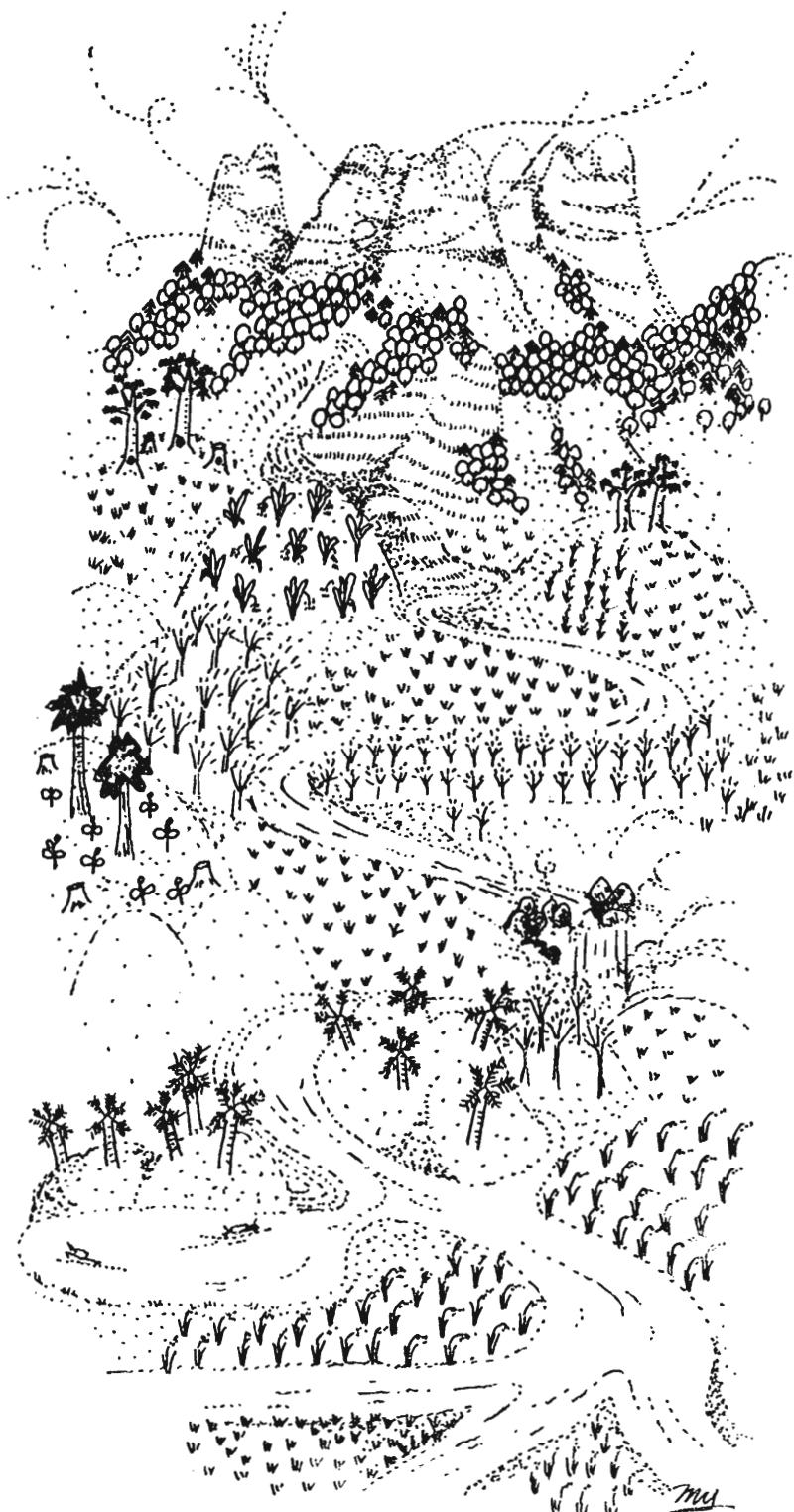
～タイ農村金融事情①～

ムーン川と共に生きる人々...25

～ダムのもたらした生活の変化～

メコン・ニュース・ダイジェスト...29

国会から：ラオスのナムルックダム...31



Mekong Watch Japan

フォーラム *Mekong* 発行にあたって

メコン河はチベットに源を発し、中国雲南省を流れ、ビルマとラオス、ラオスとタイの国境を形作ったあとカンボジアを縦断し、ベトナムのメコンデルタから南シナ海へ流れ込む全長 4400 キロ余りの世界有数の国際河川である。多くの生き物を育む河の流れは森に支えられ、森の恵みはまた豊かな水に支えられてきた。流域に住む 8000 万人の生活は、多かれ少なかれこの河がもたらす恵みに浴してきたと言えよう。かつて「戦場の河」と呼ばれた通り、冷戦期には東西分断の境界線だった。それがメコン河の総合的な「開発」を遅らせ、結果として流域の自然と人々のつながりを維持した。ある意味では、戦争・革命・統制経済という時代には、自然の恵みが農村の人たちを飢えや混乱から守ったと言える。1992 年に起きたラオス南部の大干ばつで餓死者はなかった。世界食糧機関は「ラオスでは干ばつになっても森や川が食べ物を与えてくれる」と称えた。豊かな自然の恵みが食糧の安全を保障していることは否定しがたい。しかしこうした自然依存型の生活スタイルを「貧しい」と呼ぶこともできるかもしれない。冷戦の終結によってメコン河流域は東南アジアに残された最も貧しい地域として開発援助の大波に飲まれはじめた。アジア経済危機で失速したとはいえ、メコン河開発はアジア地域での一大地域開発プランであることには変わりない。「生活を守ってきた自然」と「貧しさの象徴としての自然」、「生活の安全弁の破壊としての開発」と「貧しさから脱却するための開発」。そこに最大の金銭的介入をしている日本の政府開発援助（ODA）と日本企業の直接投資。*Forum Mekong* はメコン河流域の人々が今まさに直面しているこうしたジレンマを、日本人たち、特に ODA や投資などを通じて現地の開発に関与している方々に伝えることを最大のねらいとしている。発行はメコン河開発のモニタリングをしている NGO 「メコン・ウォッチ」だが、本誌の内容は必ずしも発行団体の意向を伝えるものではない。*Forum* の名が示す通り、できれば本誌の中で様々な異なる意見や分析がぶつかりあっていくことを願っている。

地域の自然を利用しながら生存型の農業を行なってきたインドシナ農村部の人たちは、農業生産性の拡大によって国を富まそうという中央政府の号令のもと近代農業への転換を求められている。一人当たり国民所得が低いラオスやカンボジアにとって「より豊かに」なるために農業の近代化が不可欠だという論理である。しかし一步前を進むタイでは、近代農業を推進するために導入した公的な農村金融制度が貧しい農民を借金漬けにしている現状を無視することはできない。農薬と化学肥料を使い市場で売れる農産物を作るタイの農業は、こうした低利の貸し付けがエンジンとなってきた。タイを追従するかのように、ラオスをはじめとする他のインドシナの国で灌漑の拡大と同時に公的な農村金融の整備が急ピッチで進められようとしている。それによってこれまでの自然に依拠した生存型の農業はどうなっていくのか。今回から 3 回に渡って掲載するタイの農業・農業協同組合銀行（BAAC）と農民の借金事情は、メコン河流域諸国への波及という視点から非常に重要な経験を教えてくれる。また、BAAC は日本の円借款によって長年支えられており、その点からも今後の日本からインドシナ諸国への農業・灌漑協力の試金石としてじっくり検証する必要があるだろう。

タイではここ数年間、開発プロジェクトによって自然資源へのアクセスを失ったり制限されたりした人たちによるデモがバンコクを中心に繰り広げられてきたが、今年はバンコク離れが目立つ。北部のチェンマイで四月から五月にかけて行なわれたデモは初めて山岳民族が中心となった。市民権と森林の慣習的な利用を求めるが、警察と王立林野局の職員によって暴力的に排除される不幸な幕切れとなり禍根を残した。排除に加わった臨時職員の手当が、アジア経済危機支援のための新宮沢構想から出されたという疑いが現地では持たれている。今号ではデモの背景や経緯を詳報した。一方、東北タイのパクムーンダムで被害を受けた人たちは、地元のダム周辺で座り込みの抗議行動を続けている。漁業被害への補償がなされていないことへの反発だが、「補償金欲しさの詐欺行動」とこのダムに融資した世界銀行は露骨に住民運動批判を展開している。1991 年に世界銀行が融資を決定する際には、ダムによる悪影響を懸念したアメリカ、ドイツ、オーストラリアが反対に回った一方で、日本が強く賛成した。その割には日本ではほとんど知られていない。今号では現地の状況を簡単にルポした報告を掲載したが、今後も継続的にウォッチしていくことになるだろう。



特集

森林、市民権、誰のための自然？

タイ山岳民族のデモが問い合わせたもの



今年4月下旬から5月半ばにかけて、タイ北部のチェンマイ市役所前を舞台に、山岳民族を中心とする初めての大規模なデモが繰り広げられた。デモ登録者数は4万人に及び、森林の慣習的な利用と、山岳民族に市民権を与えるよう政府に求めた。1か月に及ぶデモの結果、中央政府から派遣された政府使節との話し合いでほぼ合意に達しようとしていた5月19日早曉、突然、王立林野局と警察隊がデモの排除に乗り出した。その後も、デモ参加者への脅迫状や嫌がらせが相次いでいる。山岳民族がなぜ市民権を求めて立ち上がったのか、今回のデモの背景やそこに参加した飯沼佐代子さんの報告も交えて特集する。

タイ北部における市民権と森林政策

チェンマイ大学 チャヤン・ワッダナブティ

1999年5月19日早曉、タイ北部のチェンマイの北部農民ネットワーク（Northern Farmers Network, NFN）、タイ先住民族議会（Assembly of Thai Indigenous and Tribal peoples, ATITP）、貧民フォーラム（Assembly for the Poor, AOP）の3団体が組織した平和的な「権利を求めるラリー」を解散させるために、タイ当局は軍隊を出動させた。4月25日曜日に始まり、ピーク時には1万人以上が参加したこのラリーでは、最も基本的な人権－市民権と居住地の確保－を求めてデモが行われた。

この「権利を求めるラリー」は、権利を剥奪されたタイの農村と都市の貧困層がしばしば行った一連の平和的なデモのうち最も最近のものである。デモは、政府が長年無視してきた彼等の問題に、注意を呼びおそうと行われてきた。5月19日の軍隊の出動は、恐怖感を与えるものだった。全く不要であり、さらに平和的な集会の権利を認めているタイの新憲法に違反

している。が、この軍隊の出動が、タイの市民社会における2つの基本的な、しかし複雑な問題－市民権と地域の自然資源の持続的管理に参加する個人・共同体の権利－を前面に押し出すこととなった。

市民権と森林政策とのつながり

タイの市民権は出生地主義ではなく、両親の市民権によって決まる。タイで出生した山岳民族やその他資格のある人々は、地域レベルの汚職や、時に矛盾する混乱した一連の法律のために、市民権をずっと与えられていなかった。それは少数民族に対する堅固な公の差別を悲しくも反映させた状況だった。国境付近の山岳地域とタイの高地に住む83万人の少数民族のうち40～60%の人が市民権を持っていないと推定されている。

これらの人々の多くは実際に第二または第三世代である。かつて彼等は政府により事実上の市民と認め



られていた。1970 年代以来、高地に住む山岳民族を公式に登録する一致した努力がなされた。1980 年代終わりには、公の市民権のない山岳民族の中には、部族身分証明書、いわゆるブルーカードが発行された者もいた。ブルーカード保持者の移動は制限され、許可証なく登録されている郡を離れることは違法である。1992 年終わりには、高地に住む山岳民族の市民権を認め、公式に登録するための新たな手続きが実施された。第一段階は、もし全ての書類がそろっていたら「トーロー13」としてその世帯を登録する。第二段階では、全ての資格に適合していたら「トーロー14」として個人を登録する。複数の書類を添えた申込書はまず地域の郡役所に提出される。全ての申し込み書類は見直しと承認のために県の委員会に送られる。

この過程のどの段階でも、高地に住む人たちに対する差別など障害が立ちふさがる。まず、両親の国籍に基づいて市民権を授与するという法律自体が、特にベトナムやタイ東北部の難民を処遇するために作られており、今まで歪められてきたのと同様の疑いがかけられる。次に市民権獲得の基準は、高地に住む人々にとって満たすのは難しい。それは例えばタイ語を話す能力、5 年間以上ひとつの住所に居住したという証明等である。3 番目に、手続きがあまりに官僚的で書類が多くて混乱を招きやすい。大量の書類と大量のコピーが必要で、役人は通常、書類をにせ物であるとして拒絶し申込者を当惑させる。手続きは恣意的で、非効率と遅延に満ちており、汚職と不当な価格請求の温床となっている。

これらの障害にも関わらず、たいていの高地に住む人々は市民権という彼等の権利を追求すべくがんばっている。なぜなら身分証明書がないことによる影響は大きいからである。例えば市民権なしでは高地に住む人々は高等教育（職業学校、専門学校、大学）を受けることを拒否される。また投票権も無く、公的な嫌がらせや不当な価格請求を受けることなく日常的な権利・責任・自由を持つこともできない。市民権なしには、高地に住む人々は雇用も拒否され、雇用されたとしても搾取される。また市民権なしには、土地や自然資源へのアクセスができない。

タイ北部の高地（それにどこでも農村地域）では、地域の人々は生計のために、森林や水等の土地や自然資源に依存している。彼等にとって森林は食物、薬品、

それにその他の生存のための材料を提供してくれる。国家の経済成長を追求する早急な資源の開発にも拘わらず、山岳民族の多くは、高地に適合した伝統的で自ら適用可能な資源管理と農業システムを保持してきた。まさに高地の人たちは北部の森林資源保全に欠くことのできない存在なのである。

過去 10 年間、NGO と PO（住民組織）は、一般の人々と政府がこれらの高地の土地利用システム—今やコミュニティ・フォレストリー（地域共有林）という用語が使われている—を認識し、正当なものとするように努めてきた。北部におけるコミュニティ・フォレストリー運動で特徴的なのは、学者特にチェンマイ大学にベースを置く研究者からの強い支持である。この支持を得て、伝統的な資源管理システムは、政治に影響されるのではなく、むしろ調査研究を通じて認められ調査され強化されてきた。

この草の根社会林業活動の 3 つの原則は、コミュニティ・フォレストリーが地域をベースにしていること、意思決定が地域の共同体と政府の間でなされること、環境の完全さが保持・保全されることである。

定住と資源開発－領地化の歴史

タイなど東南アジアでは、人口移動の長い歴史がある。世紀の変わり目のはるか以前、中国、ビルマ、ラオスでの戦争と困難から逃れた少数民族 がタイの地上に亡命を求めた。19 世紀の終わり頃まで、シャム国は多数の自治州から成り、同盟と有力な支配者への貢ぎ物を通じて、安定と比較的平和な状態が保たれていた。しかし戦争と侵略は頻繁だった。20 世紀が始まると、バンコクは有力な軍を持つようになった。

タイは植民地となったことはないが、ビルマやラオス等隣国の植民地の影響を受けた。タイは英國とビルマの英系木材産業から、周辺の国や領土の管理権を引き受けるように圧力を受けた。後にタイは、資源開発と貿易に関する条約に署名するよう強要された。タイの森林へのアプローチは、インドやビルマにおける英國の森林政策に強い影響を受けた。1901 年インドで仕事をしていた英國の森林官によって王立林野局（RFD）が設立された。彼の後を継いだのはやはり英国人で、1923 年まで RFD の局長であった人である。20 世紀を通じて、慣習的権利への敬意という意識は持たないままにタイは資源と土地権の管理を続けた。



Peter Vandergeest は“territorialization”（領地化）という言葉を作り出した。これは、タイが、ある範囲の周りに境界線を引いて、そこから人々と活動を締め出すことによって、地域の資源管理システムを受け持とうとしたプロセスを表した言葉である。タイの場合には、領地化の最初のステップは、全ての森林管理を地域の領主から中央政府へ移したことである。この政府による管理は、1897 年の森林及びチーク保護法、1913 年の森林管理法、1938 年の森林保護保全法、1964 年の森林保全法、1992 年の森林農場法等の法制化を通じ、RFD によって唯一の法的な力をもつものとして堅固なものとなった。この法制化について特記すべき興味深いことは、収入源としての自然を無視した見方である。特に野生生物保護法と国立公園法では、人々が利用することと自然資源の保全は全く両立しないということを前提としている。

領地化の次のステップは、森林の線引きと分類である。1980 年代半ばにタイ政府は、RFD を通じて保護地区戦略の実施を急ぎ、国土の 40 % を森林（forest reserve）にする目的にもと保護地区戦略を急ぎ実施した。25 % を保全林（conservation forest）、15 % を利用林（use forest）とすることになった。国立公園、野生生物サンクチュアリを含むこれらの「いわゆる」保護地区決定のプロセスにおいて、地図の上での線引きはバンコクの RFD 事務所でなされた。このプロセスでは地域の人々との協議も現地訪問もほとんどなかった。その結果、1 万 2000 の共同体、1200 万人の人々が保護地区の中に含まれ、うち約半数はタイ北部にあった。これらの共同体は移住の対象とされた。タイに残存する原生林のほとんどはタイ北部の山地にあり、そこでは伐採のために森林に近づくことはより難しい。タイの山岳少数民族の多くはこの山がちの地域に定住している。したがってこの保護地区戦略と移住政策の結果として、特に北部の高地に住む人たちが影響を被っている。

領地化の 3 番目、そして最後の段階は、土壌、傾斜、植生等の科学的見解に基づく特定の活動の制限である。これに基づいて、ある活動の禁止を正当化するために地域が決定される。実際には、例え人々が移住を強要されなくても、彼等はその土地において社会の進歩から取り残され、生計は悪化していく。タイ北部の高地では、禁止された一連の行為の中には、移動耕作、

森林の非木材產品の採取がある。移動耕作システムは高地では適切な農業形態であることを示す研究はたくさんある。しかし、休耕地を保護林に再分類する結果として土地が使用禁止になったり、肥料・農薬を多用する商業ベースの単一栽培の導入によってかつてのシステムが維持できなくなったりすることによって、移動耕作が圧力を受けているところもある。

タイでは、開発と経済成長の追求によって 30 年間以上にわたり環境は踏みにじられ森林資源は消滅してきた。その原因是多岐にわたり複雑であるが、その中の有力なものは伐採である。北部における初の木材コンセッションは、1867 年に海外と地元の伐採企業に与えられた。1969 年から 1979 年の間、RFD はタイの国土の半分に相当する面積の木材コンセッションを授与した。NGO からの絶え間ない圧力のもとで、1989 年に商業コンセッションは解消された（マングローブ林を除く）。それにも拘わらず不法伐採は大規模に進行し、1989 年以降膨大な面積の「保護林」が伐採された。通常、伐採は、政府関係者－政治家とその家族、地方の森林警備員から最も上級の官僚に至る RFD 職員、さらには他省庁の役人－との結託によるものである。最も最近の不法伐採スキヤンダルは、メホンソン県のサルウェーン国立公園でのことである。ここで伐採された木材がサルウェーン川をわたって対岸のビルマへ届けられ、そこでビルマ産のスタンプを押され、タイへ「輸出」されて返ってくるのである。これには RFD の政府高官も関与しており、軍隊さえも不法伐採を止めることができなかつた。

森林は他の様々な原因によっても消失している。例えば、巻きタバコ用のコンセッション、農業の拡大と商業化、生計を立てる農業のための皆伐、道路・ダム・パイプライン等のインフラ建設、鉱業、観光、山火事等がそれである。

明白なことは、RFD だけでは、森林資源を持続的に管理し保全する能力も余力もないということである。しかし RFD は、地域自然資源の管理・保全における共同体の参加を求める声にも拘わらず、土地管理と資金使用を今まで通り続けることを決めたようである。

オルターナティブ～コミュニティ・フォレストリーと草の根民主主義～



コミュニティ・フォレスト運動に関する歴史的できごとは1989年におこった。チェンマイ出身の有力な国会議員の妻に、チェンマイ県ホアイケオ村近くの「荒廃林」にマンゴーの果樹園を作るコンセッション（譲渡）が与えられたのである。マンゴーの果樹園はゆくゆくは観光リゾート地に隣接するといわれていた。地元の村人は彼等が保全してきた森が伐採された時反対した。村人は政府に請願書を提出したが、それに対して何も回答をもらえなかつた。NGO、学者、学生が村人たちの抵抗に加わつた。バンコクのカセサート大学の学生がその地区を調査し、森林は荒廃していないこと、コンセッション保有者がコンセッションの境界を越えて伐採したことを明らかにした。村人、NGO、学者、学生はメディアの支援を受けコンセッションを撤回するよう政府に圧力をかけ続けた。村人が侵入の容疑で逮捕され、抵抗していた者が謎の死を遂げ、大規模なデモが行われ、ついに政府は合意しコンセッションを撤回した。

この抵抗の結果、コミュニティ・フォレストの概念は広く認識され、討議され、タイの社会で支持を受けた。学者とNGOの調査には村人も参加した。その結果、コミュニティ・フォレスト法の初の住民による草案が1990年に完成された。

チェンマイを本拠とする北部開発基金（Northern Development Foundation, NDF）やタイ山間部住民教育文化協会（Inter-Mountain Peoples Education and Culture in Thailand Association, IMPECT）などのNGOは、強制移住など保護地区の政策についての認識を高め、コミュニティ・フォレストの考え方を推進しようと懸命になった。また同様の考えを持つ多くのNGOが村人と共にコミュニティ・フォレストの地図や、伝統的な土地利用システムの記録文書を作成した。NGOの戦略は、地域の共同体と住民組織（POs）を支援し強化するために共に働くことである。コミュニティ・フォレストへの地域レベルでの支援や今も続いている強制移住は、住民組織のネットワークと連帯作りに活気を与えた。これらのネットワークの中で突出しているのが1994年設立の北部農民ネットワーク（Northern Farmer's Network, NFN）である。

1994年のRFDの指示と決定は問題を特に明白にした。タイ北部でさらに11の国立公園が線引きされて明らかに保護地区が拡大され、約200世帯がオップル

アン国立公園からランパン県の劣化した森林地へ移住するように求められたのだ。NFNはチェンマイに入り、メンバーの村々と月例会議を開くようになった。メンバーの村々は流域ごとに組織され結びついており、さらに広域でネットワークしている。NFNは、公共政策の影響について分析し意見交換するために、またメンバーたちによる問題解決を支援するために、持続的な森林利用と保全に関する意識を高める努力を続けている。

ネットワークにはモン族やラフ族等他の部族の村もあるが、NFNのメンバー村のほとんどはカレン族の高地共同体である。NFNが活動を広げるにつれて、全ての高地の少数民族が会合を持つ必要性を満たすためにはもっと多くの組織が必要であることに気付いた。1998年の第二回集会で、タイ先住民族議会（Assembly of Thai Indigenous and Tribal peoples, ATITP）とNFNが協力関係を作った。

また1998年には、コミュニティ・フォレスト・アセンブリーが形成された。1999年1月には、この集まりはランパン県で商業林業に従事する北部の共同体のためのラリーを組織した。共同体の代表は、学者やNGOに支持されて、コミュニティ・フォレストの問題を政府へ持ち込むという戦略に出た。タイ北部では現在、共同体管理のような形態にある森林は725ヶ所ほどあるが、コミュニティ・フォレストの法的根拠はなく、時代遅れの森林法に些細な違反をしたということで村人が逮捕されるという状況が続いている。

タイ政府の森林への関与の強さと敵対心は、コミュニティ・フォレスト法の草案作りの歴史の中に見ることができる。初めてのNGOと学者によるコミュニティ・フォレスト法草案は1990年に作られたが、対案がすぐにRFDによって作成された。立場は両極端で、一方は共同体参加、意思決定の分散化、そして持続的な利用と保全を主張し、もう一方は植林による「荒廃林」の回復を主張した。内閣は他の草案を要望した。1993年には、村人、NGO、学者、政府代表の考えが整理されて3つめの草案が着手された。1996年には公聴会が開かれ、草案は原則的に内閣の承認を得た。その間に3つのディープ・グリーンNGO（自然保護のために人々を自然から遠ざけることを主張するNGO）がこの草案に反対してキャンペーンを張り、RFDは相変わらず国立公園や野生生物サンクチュア



りを通る新しい保護地区を線引きし続けた。内閣が代わり、草案は陰が薄くなった。

高地の少数民族の長年の懸念に政府が注意を払わなかったので、NPN は戦略的に貧民フォーラムが組織する行動に参加した。特に NPN は、1997 年 1 月に「貧民村（Villages of the Poor）」に参加した。これは、バンコクの議事堂前で農村と都市の貧者 2 万人がキャンプをするという平和的な抵抗であり、最終的には 99 日間続いた。引き続き草案についての公聴会が再度行われた。草案が次に現れた時には、それは公聴会の支持を受けた前回の草案から大きく変化し、RFD の管理と植林による荒廃地の再生としてのコミュニティ・フォレストの強調を再度主張していた。しかしながら国家経済は危機にあった。再び政権が変わり、コミュニティ・フォレストも再び国家計画から置き去りにされていた、最近まで。

RFD はコミュニティ・フォレスト法案を 1999 年 6 月 22 日に内閣へ持ち込む予定であった。法案は人々の考えを表したものでもなく NGO や住民組織の支持を得たものでもなかった。RFD の草案は、コミュニティ・フォレストへのトップダウンのアプローチを反映したもので、商業プランテーションを強調し、集水林や他の保護林を共同体の管理から除外したものであった。チャートタイ党が独自に RFD 案の対案を出したが、それも一般的の参加がないままに作られ、商業プランテーションを支持するものであり、NGO や住民組織の支持は得られなかった。

このように 10 年が経過し対抗案は数えられないほど数が増えた。この間に草の根民主主義の組織とプロセスは強くなり続け、最近は新しい憲法の草案作りに参加した。1997 年に承認された新憲法では、地域の自然資源を管理する個人と共同体の権利が認められている。NGO、住民組織、その連帶者や支持者が、強い憲法の枠組みの中で彼等の権利を確立すべく行動している。

タイのコミュニティ・フォレストについては プアット・パー、つまり森林の儀式に言及することなく語ることはできない。1997 年、国王の即位 50 周年を記念して、北部の NGO と村人は 5000 本の木を象徴的に守ることを計画した。これらの森林の儀式は僧侶、村人、NGO、学者、学生、地方の役人、地方のビジネスマン、芸術家、都会からの訪問者、女性、若者、

老人等タイの様々な人々が参加し、サフランで着色した布で飾った木々を聖職者と任命し、大成功をおさめた。クリスチャンの人々や、仏教やキリスト教に改宗せずアニミズムを信仰している人々などもこの儀式に参加し、独自の祝祭を持った。村人達はコミュニティ・フォレストが自分たちの生計や精神生活にとっての重要性について語り合った。ある祝祭では、コミュニティ・フォレストでの山火事管理や森林の生物多様性保全等についての情報を展示しているところもあった。ダンスやパフォーマンスが行われ、どこでも歌があり食べ物が分け与えられみんなが友達になった。プアット・パーの儀式は、5000 本の木の聖職任命の式に先だって行われ、コミュニティ・フォレストの考え方を広め、共同体の中または共同体相互の人々を連帯させ、共同体同士または共同体と森林の相互依存を強調するという点で大成功だった。

科学と民族差別主義：少数民族はタイ人ではない

最近の環境保護運動の発展を阻害しているのは、科学と当局にとってのアジェンダの結びつきであり、そこには歴史的・社会的・政治的文脈など全くない。科学そのものもそうだし、科学的な考え方や科学的な問題の選択が社会的・政治的・経済的な考え方や利害に影響される道筋、その両者を精査することを怠ったのである。「客観的」と見なされる方法は、確かにそれらの考え方と利害に大きく影響されている。換言すれば、科学はひとつでなく多数なのである。

関連した傾向は、抑圧的な目的のために国家主義的な感情を利用することである。チェンマイでの「権利のためのラリー」を鎮圧しようとして、政治家と県政府当局は、山岳民族はタイ人ではないのだから、デモ参加者は外国人や移入者の市民権や土地権を要求していると主張して、彼等の信用を傷つけようとした。

チェンマイ県チョムトン郡での資源争奪紛争もその例である。そこでは水と森林をめぐる闘争で、低地のタイ人が高地の「タイ人でない」村々と闘うことになった。国家による資源管理という支援を受けて科学的合理性と民族差別が手を結ぶことで、資源をめぐる対立は悪化し、ついには暴力にまでエスカレートしそうになった。例えば 1988 年 3 月、低地の村人と RFD 職員はモン族のクンクラン村で 2 つの仏像を持ち去



り寺院を破壊を破壊した。チョムトン自然保護クラブの指示のもとに低地の村人たちは何度も高地の村人たちの道路へのアクセスを妨害したが、罰せられることはなかった。考えの異なる人に対して、わら人形を作って焼いたり葬式の花を届けたりする方法で、個人を直接脅したり威嚇したりするのもこのチョムトン自然保護クラブのやり方である。

チョムトン郡の歴史は集中的な資源開発の歴史である。低地では30年にわたるコンセッションを通じてチーク材や他の木材が持ち去られた。次いで低地では定住した人々による水田耕作が、高地では陸稻の移動耕作が行われるようになった。低地及び高地では、政府の支援を受けたケシ栽培と出荷が行われ、新しい商売の方法が編み出された。国際的圧力を受けて、国家政策としてケシ栽培に代わる作物栽培プログラムが立案された。それは高地におけるキャベツや花卉の栽培であり、既にタマネギ等の野菜栽培や果実プランテーション等低地で行われている商業的単一種栽培に類似している。単一種栽培やプランテーションは、水をはじめ化学肥料、農薬を多量に要する。恐らく環境的に妥協可能と考えられるのは、RFDが商業伐採で劣化した土地に導入したマツの植林であろう。マツの植林は経済的に価値のあるパルプと紙を生産する。しかしこれは自然林ではないので、それと同等の機能を持っているわけではない。マツはそれが植林された標高にもともとあるものではないし、下生えの生育を阻害し山火事を誘発する。

タイ北部の最初の国立公園は、1972年にドイ・イントナノンに作られた。1978年に拡張され、39村、5625人をその中に含んでいる。オップ・ルアン国立公園は1991年に公布され、さらに多くの村が中にある。これらの高地の人々の存在は突然、違法となった。伝統的農業システムと木材以外の森林産品の採取が制限された。村人達は移住の対象者となった。

多くが市民権を持たない山岳民族は、作物を抜かれたり逮捕されたりと絶え間ない嫌がらせと差別に直面した。RFD、保護一辺倒のNGO チョムトン自然保護クラブ（チェンマイ）とタマナート財団（英国・デーヴォン）という不神聖な三位一体は彼ら流の森林保全を制度化し、国家権力を強めようと疑わしい科学に便乗している。こうしたNGOの分析によれば、低地の森林はもともと生態学的な機能やそれに伴う社会

的・経済的な利用価値がないと考えられて、その森林破壊は疑問なく受け入れられた。しかし高地の森林は、タイの中央米作地を灌漑し毎年バンコクに洪水をもたらす「貴重なチャオプラヤ川の集水域」であるから保全すべきであり、破壊的な「タイ人でない」山岳民族は移住させるべきとしている。高地の移動耕作システムは、集水域を脅かし土壤浸食を起こすなど、高地に住む人々は洪水から水不足に至る全てのことで非難された。その一方で、例えば二期作の導入や、低地の果実プランテーションを山の斜面に拡張することなどによる低地での水需要の増加は、調査されることがなかった。

科学とは何だろうか？研究が支持しているのは、31万2000ライ（5万ha）以下という非常に限られた地域的森林荒廃と洪水の関係である。林業やインフラ開発、特に道路建設と関連する管理活動の方が、森林のあるなしよりも、はるかに多くの影響を洪水や土壤浸食に与えそうだ。何十年もの間、科学的な文献は、土壤浸食から守る重要な要素は地上の植生であり木の量ではないということを示してきた。低木や農作物は、下生えや草の生えないRFDが好む商業プランテーションよりもずっと良く土壤を定着させる。伝統的な移動耕作システムは、ダイナミックで適応性があり、高地の傾斜や土壤に適していることを示している。しかし国は、移動耕作の様々なシステムを、画一的に原始的で環境破壊的な農業と決めつけている。だとすると誰の科学だろうか？

前進を目指して

タイにおける環境やコミュニティ・フォレストを守る運動は、市民権や地域の自然資源管理に参加する個人・共同体の権利等、民主主義を求める闘いと切り離すことはできない。闘いの前線に立つのは、高地に住む山岳少数民族のような、社会でもっとも周辺に追いやられた人々である。

闘いの基本は、無法行為や政策の失敗をあばくことにあった。それは政府へのたらきかけや請願、平和的なデモなどの形をとってきた。しかし余りに長期にわたり、不誠実と無視による対応を受けてきた。そして余りに頻繁に、平和的なデモは政府側の脅威と暴力によって終わらせられ、時には流血もあった。しかしそれでも闘いは、力強いプラスの成果をもたらした。



人々はより情報を得やすくなり、行動的になり新しい組織を作り連帯しネットワークを作った。これらの人々、連帯、ネットワークは、国が失敗した開発アプローチに対するオルタナティブを建設的に実行している。

最近、そして初めて、タイの一般の人々が新しい憲法の草案作りに参加した。憲法は1997年に国会で承認された。その後人々は、憲法の考え方や原則に合致するような法的改革を要求している。これらの原則には、政府のアカウンタビリティーと透明性、より参加型の開発へのアプローチ、特に第46、56、76、79条にある地域の自然資源管理に参加する個人・共同体の権利等がある。

また第170条によれば、5万人以上の選挙民として適格な人々が集まれば、法案の提出によって権利や自由や国家政策の基本原則等に関する法律を議会に検討させることができる。憲法第170条に関わる法律は今年早くに国会を通過した。これには抜け穴も多く、キャンペーンを始める人たちには重い負担がかかる（それぞれの氏名には、その人が適格な選挙民であることを証明する公式な身分証明書と国会による証明書のコピーを添付しなければならない）。それでもタイ北部の人々は、市民版のコミュニティ・フォレスト法の導入を支持する請願準備を進めている。

前進の道は、コミュニティ・フォレスト法の議会通過で終わるわけではない。我々は、土地利用と自然資源管理の共同体のシステムについてもっと知識が必要である。経済開発との境界面を越えて、我々は人々と森林の結びつきについてもっと情報と、さらなる理解が必要である。我々は今も生きている伝統的知識からそして科学から学んでいるが、我々の疑問の全てが投げかけられ、そして答えられるべきである。

市民社会では、全てのメンバーの完全で自由な参加が必要である。タイでは、開発政策における全ての局面で、さらなる参加が必要である。自然資源管理に限らず、これまで政府の官僚主義が支配していた領域における、計画、実施、モニタリング、評価そして監査というサイクルを通じて、共同に管理すること（Co-management）が必要だ。

更に、タイの政府と国民は、現在そして将来直面する挑戦に適うように、人々の豊かさと多様性を引き出すビジョンと勇気を持つ必要がある。完全で自由な参

加のための本質的な前提条件は市民権であり、タイ政府はもはや事実上の「高地市民」の最も基本的な人権を否定することはできない。

持続可能な開発には、環境が良好に保たれていることと、社会的・環境的・経済的利害のバランスが必要である。根本的には、自然資源管理における地元の人々の参加が増え、先住民や山岳民族やそうした人々の伝統的知識体系が含まれることである。このバランスと参加がなくては、タイは持続可能な開発への挑戦に応えることはできない。（訳浦本三穂子）

*この文章は8月にオランダのアムステルダムで開かれた第7回国際タイ研究会議での発表原稿を本人の承諾を得て日本語訳にしたものです。

山岳民族市民権の問題と新宮沢構想

スリチャイ・ワンゲーオ

(チュラロンコーン大学)

タイに住む山岳民族の市民権を考える場合、定義の問題と政策の展開という2つの点に注意する必要があります。1995年の公共福祉局の統計では、高地人（高いところに住んでいる人々）という定義で85万3274人が登録されています。市民権の問題で言いますと、政府の統計では、このうち19万7632人が1974年から96年の間に「タイ人」として国民化の手続きを取っています。わずかに23パーセントです。一方1999年に内務省住民登録局が行った調査では、高地人は99万1122人に増えています。その中で高地人を、「山岳民族」（チャオカオ）、「低地居住型少数民族」、「平地タイ人」の3つに区分し、それぞれ高地人全体に占める割合は、78.13%、5.96%、15.91%です。つまり山岳民族が高地人全体の8割近くを占めていることがわかります。

もうひとつの留意点はタイ政府の政策の展開です。住民登録を体系的に一括してやってません。タイで住民登録法が初めて定められたのは1956年。その後1965年に国籍法が制定され、69年から70年にかけて住民基本調査が実施されました。実際には行けなかった地域もあり、正確な調査とは言えません。1985年から88年に実施された通称「山のライオン調査登録」（シンプーカオ）で、山岳民と新移民の二種類に分けられ、このうち山岳民に分類された人たちが、山地人身分証明書（通称ブルーカード）を与えられることになりました。ブルーカードだけでは自分が住んでいる郡を越えて自由に行動することができません。91年には臨時住民登録が実施され、チャヤン氏の論文のある「トーロー13」という資格が与えられるようになりました。翌92年には正式な住民登録も実施され、人によっては正式のタイ国民身分証明書（ホワイトカード）の発行を受けることができるようになりました。しかし、その数はまだまだ少ないです。このようにタイの住民登録は、包括的に一度になされたわけではなく、ダラダラと続けられてきました。

それが今年に入って更に混乱しています。理由は山岳民族・山地住民調査登録の実施です。現地の情報では、日本の宮沢構想資金が使われ、それによって新たにグリーンカードが登場しました。このカードの登場で、高地人たちは、これまでのブルーカードでは不十分なのかと不安に陥り、こぞってグリーンカードの取得を求めるようになりました。しかし、こうした新規の身分証明書の発行は、その効力の不明確さに加えて、発行する地方政府の汚職のタネになります。地方行政官はグリーンカードの発行を盾に、弱い立場の高地人に賄賂を要求していると言われています。このようにタイの高地に住む人たちの市民権、ひいては自然資源利用の権利は、タイの官僚主義や賄賂の横行と相まって、複雑な問題になっているのです。

（なお本文は編集部の聞き取りによるものです）

A decorative horizontal border at the bottom of the page, featuring a repeating pattern of small, light blue diamond shapes.

【実録】山岳民族デモの25日

1. デモ中の中央政府との合意事項

【5月9日】

以下の点について中央政府のミッションとデモグループの間でいったんは合意がなされた。

1、政府は憲法に抵触する法律や閣議決定を見直し改訂するための合同委員会を設置する。

2、山岳民族たちは、タイ国民なのか、高地民 ID ののか、それとも不法移民なのかを分類するために郡役場に登録しなくてはならない。その後、自分たちが使ってきた土地を申告して、合同委員会がそれを審査する。有効と認められ、またもし王立林野庁が再申告しなければ、その土地が認められる。

3、この過程で、もし人々が自分たちの土地を耕しても逮捕されることはない。

4、政府は、コミュニティリフォルム法の草案に関する公聴会を開き、速やかにそれを承認する。

【5月11日閣議】

9日の合意が取り上げられたが、大きく変更された。9日の合意では、政府、学者、問題を抱えている住民の三者が入った合同委員会の設置から90日以内に、森林管理に関するこれまでの法律や閣議決定を見直すので、その間は、一時的に森林を利用する権利を村人に与えるということになっていた。しかし閣議では、「委員会」は、「支援委員会」と名前を変え、90日間という時間設定がなくなり、かつ森林利用の権利を一時的

に持てるのはすでにタイの市民権を持つている人たちだけに限定された。これによって、住民の参加が曖昧にされ、かつ決定を先延ばしにされる恐れがあり、また市民権を持っていない山岳民族たちは、相変わらず森林から何かを探ってきたら逮捕されることになる。

こうした中、問題の5月18日～19日にかけての強制排除が起きる。

2. ドキュメント 5.18-19

【5月18日】

農業協同組合省の代表は19日午前9時にデモグループが指摘している問題に関する対応の詳細をデモグループに示すと約束。

17:30 デモグループは、「貧民の村」（デモのベースのこと）に戻つて、交渉結果について議論。

19:00 内務省のアドバイザーがデモグループに連絡。IDカードのない高地民の暫定的な権利を保証する方策を検討するため、内務大臣と農業協同組合省副大臣が話し合いを持っている。

19:30 デモのリーダーと内務省のアドバイザーが話し合い、内務省が事態の解決に向けた方策を検討することで合意。中央政府のミッションが正式な合意を届けるため、翌19日午前7時15分の飛行機でチェンマイ入りすることが決まる。更に、農業協同組合省のネウイン副大臣が19日午後にチェンマイ入りして、デモ参加者の登録や解散の方法などの詳細を伝えることになった。

20:00 複数の情報筋から翌日の午

後2時～3時にデモの強制排除があるという情報が流れ始める。

21:00 デモのリーダーが警察に電話。警察ではデモ排除の命令は受けていないが、他の機関のこととは知らないという答え。

22:00 王立林野庁の職員が四輪駆動車で森林火災コントロールセンターに続々と集結。

【5月19日】

01:22 第5警察区司令官、副司令官、
チエンマイ県警本部長が、デモのリ
ーダーと会談。デモ側は、19日に中
央政府から使節が来るので、それが
終わった段階で解散すると告げたが、
司令官は県知事の命令が出たので即
刻解散するよう命じた。

02:20 デモのリーダーたちが再度警察との交渉に臨む。一方で、警察官でいっぱいのパトカー15台が、市役所の裏側に移動してきた。

02:25 司令官はデモのリーダーたちに改めて解散を求めた。武力を使いたくないが、首相府の規則で知事の命令には従わなければならない、と説明。デモのリーダーたちは、平和で非暴力のデモは憲法で認められた権利だと主張。デモのリーダーが内務省のアドバイザーに電話をし、19日の使節の訪問を再確認した。アドバイザーは直接司令官と話すと告げた。

02:30 濃赤色の車に乗ったグループが市役所前のT字路に止まり照明弾のようなものをデモグループの頭上に放ち、すぐに逃走した。デモグループには女性や子供もおり、不安

Digitized by srujanika@gmail.com

と恐怖に包まれた。この時点で、6台のピックアップトラックに分乗した王立林野庁の職員がチェンマイ運動競技場に集結し、警察官を乗せた30台のピックアップトラックがデモグループの設営場を取り囲み始めた。すでにチェンマイ中の警察に命令が下され、500人以上の警官が県警本部に集まっていた。この間、デモグループはバンコクや他県の団体に状況を逐一連絡した。

03:20 デモのリーダーたちが市役所から出てきて、警察との話し合いの内容を報告。武力を使わない方法を考えているが、県知事の命令は下されたことを説明。

03:40 デモの代表者たちが司令官宛に声明文を提出。「私たちここで共にラリーをしている村人は宣言します。要求されている通りにここから立ち退くことに同意しますが、それは内務省のアドバイザーのサンシット氏と官房副長官のアムヌアイ氏との会合が終わってからということをお願い致します.....」

04:00 デモグループは女性、子供、高齢者を集め、男性たちがそれぞれ分担して守ることにした。

04:45 警察がデモの代表者を呼んで再び市役所で話し合い。デモ側は、解散に応じるが女性、子供、高齢者は、夜の暗闇の中での移動は危険なので、今のまま留まれるよう求めたが、警察は、県知事は夜明けまでにデモを排除しろと繰り返し言つてはると説明。一方で、警察としては武力を使いたくない旨を重ねて述べる。最終的に、デモグループが承諾。解

散には20~25分の猶予を与え、チエンマイ大学に移動する。警察側は、移動の道筋は邪魔せず、デモ批判グループから守ることを保証した。更に、テントや身の回りのものなど、今は持つて移動できないものについては、警察が盜難や破損から守ることに合意した。

05:25 デモの代表者が市役所から出ると同時に、王立林野庁の職員と黄色の腕章をした一時雇用スタッフ、あわせて1200人が、チェンマイ県林野局長に率いられて到着し、デモグループの設営所に詰め寄ってきた。

05:30 夜が白んできて、電気が切られたので、拡声器などでデモ参加者へ呼びかけができなくなった。420人の警察官と100人の特別警察官が到着。デモのリーダーは、移動するため、王立林野庁の職員を移動させよう警察に依頼。警察などの車が新たに100台、市役所裏に到着との情報。

05:40 王立林野庁の職員が拡声器
によってデモグループに帰宅を要請。

06:02 デモのリーダーが荷物をまとめるためあと 30 分の猶予を求めたが、チャンプアク郡警察署長は 15 分以内に退去しなければ、必要ならば武器を使うと返答。デモのリーダーは再度、50 人の警察官によって持ち運べないバイクや料理器具などを守る約束を確認。

06:03 デモ参加者は貴重品だけを選んで残りをその場に置いて市役所前を離れ始めた。県知事が姿を見せ、解散を見届けた。デモ参加者は混乱し、疲労し、そして憤っていた。女

性やお年寄りの多くは泣いていた。

06:45 デモグループはまだチェンマイ大学に到着していなかったが、警察はデモの設営所だった市役所前の鉄のフェンスを壊し、王立林野庁のスタッフにそこへの侵入を許した。彼らは、デモ参加者が置き去りにすることを余儀なくされた、テント、寝床、持ち物を壊し始めた。デモのリーダーたちは、司令官に持ち物を守るという約束を破った理由を求めたところ、返ってきた答えは「命令は上から来ている」ということだけだった。

07:15 王立林野庁の職員が消防車2台と共に、チェンマイ大学正門で待ち伏せしているとの情報を得たので、再集合場所を大学内の芸術文化推進事務所に変更した。

07:30 デモのリーダーたちが集合場所に到着。交通警察官に、デモの安全を担当している地元の警察のボーンチャイ副署長と都合のいい時に会見したいと申し入れた。

08:00 ポーンチャイ副署長が現地に到着し会談した結果、平和裡にそこで集会をするのは認めると同意。

08:30 デモのリーダーが事務所の職員に、この場所でしばらく設営してトイレや電気を使用することの許しを得る一方で、バンコクや他県の団体に報告。

09:00 デモグループの最後の人たちが事務所前に到着。結局、この移動に2時間半を要した。さっそく、それぞれの仮寝床などを設置。

09:30 チェンマイ大学総長がデモ
グループに電話を入れ、大学はデモ

参加者を歓迎すると表明。

10:10 王立林野庁の職員が、デモ参加者を批判するピラを配る。デモ参加者は「外国人」や「異邦人」で、そうした人々を支えている学者たちは国際的な資金援助を受けている売国奴だ、という批判である。更に、職員たちは近所の市場の商店に、デモ参加者へは物や食べ物を売らないように求めた。

10:15 内務省のアドバイザーのサンシット氏とアムヌアイ官房副長官が、新しいデモ設営所に到着。デモのリーダーや出迎えの大学関係者と話し合い。

11:00 デモのリーダーたちは前夜の出来事を報道発表。同時に、学識者団体、学生グループ、それにNGOも報道発表をし、デモを終わらせるために武力を使うことは憲法で許されないと非難した。

11:30 デモのリーダーたちはサンシット氏らと、交渉の最終合意とデモの集結に向けて会談。アムヌアイ官房副長官は、この間、3~4度知事とコンタクトをとろうとしたがダメだった。彼は、このあと農業協同組合省副大臣との会合の調整を手助けした。大学の学長と相談し、大学がその会合を主催することにした。

15:00 ネウイン副大臣を交え、デモのリーダーたちと会談。合意に達する。この会合で、昨夜から明け方にかけての事件について、副大臣は、あれは事故だったので、過去のこととして忘れてほしいと発言。デモ参加者へのこれ以上の威嚇や脅しがないよう確約を求めたのに対しても、

デモが終われば終わると述べた。副大臣たちとの会合が行われている間も、新しいデモ設営所の近くにある健康公園では、県林野局長に率いられた県立林野庁の職員 200 人が、デモ参加者を中傷する声明文を配っていた。

16:10 王立林野庁のほとんどの職員が解散したあと、チャイワット県林野局長は記者団に対して、改めて、デモ参加者は「異邦人」で、それを支える学者は外国からお金をもらっていると繰り返した。記者が、どうしてデモの排除に王立林野庁の職員が関わるのかと尋ねたところ、しばらく沈黙したあとで、わからないと答えた。

17:30 ネウイン副大臣が記者発表し、合意内容を明らかにすると同時に、前夜からの出来事は事故で、異なる2つの村人のグループの対立によるものだと説明した。これに対して、デモの代表者たちは、そうした見解を否定し、中心的な問題は、全く関係ない林野庁の職員が、デモの解散に動いたことだと主張。デモの目的は達成したが、ここでの合意事項の詳細がデモ参加者の帰宅までに説明されることを求めた。更に、憲法で保証されている集会やデモに暴力を使うことは受け入れられないと強調。

らなかつたからだ。あるリス族の女性は、ストレスとショックで7日間入院したし、モン族の59歳の人は心血管障害で入院した。更に、デモ参加者が置き去りにせざるをえなかつた持ち物については、ひどい破壊を受けた。

3. 5月19日の合意事項

- 1、両者とも 1999 年 5 月 11 日の閣議決定に合意する。
 - 2、農業局は有資格の村人に土地登記のために 30 日間を与える。その間、一時的な土地使用権を保護する。
 - 3、市民権のための書類をまだ持っていない人たちに関して、内務省はデモ参加者に対して 60 日間のうちに、そのプロセスを促進する。いったん市民としての権利を登録したら、内務省はその登録に関する詳細を農業協同組合省に送り、2 番目に挙げた合意事項を履行する。
 - 4、デモは 5 月 20 日をもって終了する。しかしデモ参加者は、合意事項の 1 番目と 2 番目による登録の手続きを完全に理解するために、更に 1 ~2 日留まることができる。

その後、デモを指導したエンマイ大学の学者たちに対する嫌がらせや脅迫が続いている。また**19**日の合意内容はほとんど実施されていない。

* 今回の事件がデモに参加した村人たちに与えた影響は大きい。18日の夜は、ほとんど眠れなかった上、早晩に持てるだけの荷物を持って 5 キロ離れた大学まで歩かなくてはな

森と市民権を求める 北タイ山岳民族

学びの場としてのデモ

飯沼 佐代子

●数千人の山岳民族

4月末、1月半ぶりにチェンマイに戻ってきたその日に友人に連れて行かれたのは、チェンマイの中心地から約6km離れた県庁前広場のデモ会場だった。「山岳民族のラリーをやっているから、行こう」という言葉で想像していたのは、実は山岳民族の民芸品とか写真を見せる様なものだった。しかし着いてみるとそこは2000人以上が集まり、入り口にゲートを設けて入場者のチェックも行う巨大なデモ会場で、日差し・雨よけのテントの周辺にはカレン、アカ、リス、ラフ、モンなどの山岳民族のグループがそれぞれにたむろしていた。各民族は言葉はもちろん、顔つきなどにも違いがあるが、北タイに住み始めて4ヶ月足らずの私には言葉や顔の見分けはつかず、グループに混じる民族衣装を着た人でグループ全体を見分けるほかない。

デモの目的は、主に山岳民族の市民権と森林利用権（居住権）の取得、森林の利用権を保証するコミュニティフォレスト法の早期成立で、市民権を扱う内務省と森林を管轄する農業省、王立森林局に対して副大臣、局長レベルとの会合を求めていた。

いつまでデモを続けるのか、という問い合わせにコーディ

ネーターの1人は、「要求が通るまで」と答えた。しかし山岳民族の市民権の問題、そして焼畑を含む森林利用や、林地への居住の問題は今に始まったことではなく、複雑な利害関係の絡む根の深い問題である。5月になって雨が降れば農民である山岳民族たちは田植えをしなければならない。いったいいつまで続けられるか、また続けなくてはならないのか。とにかく私もデモの行方を見守るしかない。

●デモの中の暮らし

デモ会場は「貧民村」と名づけられ、常時2~300人の山岳民族と、コーディネーターであるNGOスタッフ、大学教員、チェンマイ大やバンコクのランカムヘーン大学から来た学生たちがいた。村人達は屋根しかないテントの下にゴザを敷いて寝て、水浴びは近くのため池まで歩いて行く。貧民村の会場周辺には商魂たくましいタイ人達が毎日屋台を引いてやって来るので、食べ物はそこで買うことも出来るが、み



各々の民族衣装をまとめて、チェンマイ市庁舎前の「貧民村」を練り歩くデモの参加者たち。

んなお金がないので、自分たちが山から持ってきた米や野菜を、テントの裏で火をおこして料理していた。村の中には薬局や雑貨屋ができ、若者たちの集う場にもなっていた。

泊り込みのデモが続くと、どうしてもみんな時間を持て余す。政府との対話がなかなか進まず、山の畑も気になり、2000人もの山岳民族たちにストレスが溜まるとふとしたきっかけで暴力的なデモに発展し

ないとも限らない。実際、政府側の代表がチェンマイに来て、県庁で話し合いが行われている間、数十人の警察官に防衛されている県庁を取り囲んだ山岳民族たちの中に居て、私もふと、ここで誰かが投石でもしたら、どうなるだろうと恐くなった時もあった。しかし、コーディネーター達は県庁周辺・チェンマイ市内へのデモ行進、仏教やアニミズムの宗教的行事、夜は舞台をしつらえて各民族の歌や踊りを披露しあうなど様々な工夫をこらして村人たちの緊張やストレスが高まらないようにと考えていた。

●デモで学ぶ人々

デモに来ていた村人達は、全員が初めから自分たちの問題をはっきりと意識していたわけではない。山岳民族で、市民権（具体的にはタイ人と同じ IDカード）がないことで、金を取られたり嫌な思いをすることはあるあっても、どういった構造の中で自分たちが弱い立場に置かれているのかは、知らないことが多い。今回のデモは山岳民族のNGOや山岳民族を支援するNGOが呼びかけたもので、全体の参加者は1万人以上という、山岳民族としてはかつてない規模のものだったが、やはり多くの人は問題の構造を理解していなかった。そこで貧民村の中に「貧民大学」が作られ、チェンマイ大の先生や学生たちを講師として、村人たちが問題の構造を学ぶ場となった。政府との協議内容についても逐次村人の代表に報告され、村人代表はさらに自分の民族の人々にそれぞれの言葉で状況説明をしていた。また学生たちが中心になって、村人たちからIDカード所有の状況（タイ人用・山岳民族用・IDカードなし）や村での森林の利用状況、森林局との関係などについての聞き取りも行った。

これらの活動を見ていて私が感じたのは、貧民大学だけでなく、このデモに参加し経緯を経験することや、自分たちの状況について学生たちと話すことそのものが、山岳民族の村人にとって自分の問題をより明確に意識化していく学びの場になっているということだった。そしてそこには、人々からの開発を進めるための一歩があるように思えた。誰も定義する人はいなかったけれど、参加型開発や人々中心の開発というものは、こういう地道な活動の上にはじめて成り立ちうるのではないだろうか。

●民族の結婚

5月に入り例年より早く雨季が来て、連日の雨の中をデモは続いた。しかし始まって23日目午前3時頃から未明にかけて、警察と森林局によってデモは突然、強制退去させられ、急遽チェンマイ大の構内へ移動した。日も昇りきらぬうちから6kmの距離を歩いてきた村人たちは、昨夜の緊張による疲れもあって、急ごしらえのテントやござの上で倒れるようにして眠っていた。その日は朝から農業省の副大臣が交渉に来ていて、デモの要求に対する解答は、充分満足の行くものではなかったが、チェンマイ大を長くデモ会場にすることも出来ず、村人たちの疲れや農繁期に入ったこともあって、その交渉の結果を持ってとりあえずデモは解散することになった。

デモを解散する前日の夜、会場の広場では遅くまで各民族の歌や踊りが続いていた。舞台の上に立った参加者の1人が言った。「このデモを我々山岳民族の結婚式にしよう、これからは民族が違っても家族だ。兄弟、姉妹として、力を合わせていこう」

山岳民族と言っても、様々な民族があり、前述のように言葉も文化も異なる。利害関係も全てが一致している訳ではない。そのため今まで山岳民族が一致団結して大きな行動を起こすことはほとんどなかった。しかし今回のデモの要求であった市民権と森林の利用権は、全ての山岳民族が共有する目的であり、また1ヶ月近く共に過ごしてきた今、彼らはこれからも共に生き、闘っていく仲間としてお互いを見ることが出来るようになったのではないだろうか。

最後に、私が今回のデモで最も強く感じたことは、私自身が、タイのNGOや村人の活動から学べることがいかに多いかということだった。タイ語が不十分なため状況を正確に把握するのは困難だったが、彼らの活動の進め方、村人とNGOの関係など見ていて日本でのNGO活動とは違う、現場の熱気を感じることは多かった。これからタイ語の上達とともに、学ぶことも、共に活動出来る事も増えていくだろうと思うと楽しみで、当分北タイを離れられそうにない。

デモ後、大学の先生やNGOスタッフに脅迫状が届き、チェンマイ知事は名指しで彼らを中傷し、売国奴呼ばわりするプレスリリースを出しています。デモ終了時の政府の約束（市民権のための調査等の実施）は守られておらず、農閑期が来たら、もう一度デモをする必要があるとNGO側では考えています。

リース&情報センター

このコーナーでは、編集部（メコン・ウォッチ）に届く様々な文献や資料をご紹介していきます。ここで紹介した文献や情報につきましては、メコン・ウォッチで閲覧などが可能です。問い合わせは、03-3832-5034までどうぞ。

特集：メコン河の開発と環境についての定期発行物



メコンフィッシュ・キャッチ・アンド・カルチャー

“Mekong Fish Catch and Culture - Mekong Fisheries Network

Newsletter”, by Mekong River Commission (メコン河委員会)

メコン河委員会と言えば本流ダム計画の推進者というイメージが強い一方、その漁業局が定期的に発行している本誌では、メコン河流域の人々と魚のつながりについて毎回報告をしています。

〈99年9月号〉

水田内の水生動物の生物多様性／ベトナムの貯水池漁業管理の現状／メコン河委員会が策定中の流域開発計画における漁業の位置づけ／貯水池での稚魚放流は本当に経済的に効果的か？／魚紹介一うなぎ／カンボジアの内陸漁業研究所の資金確保

〈99年6月号〉

ラタナカリ（カンボジア）の大小魚類／なぜティラピアを放流するの？／漁業ネットワークにおける女性／貯水池漁業プロジェクトに関する合同管理委員会／魚紹介ーフェザーバック

<99年3月号>

Danida（デンマーク）が5年間支援したメコン河委員会の漁業プロジェクトをレビュー／魚の回遊～古き知識と新しきアプローチ／トンレサップ湖で捕獲したメコン大ナマズと大鯉（バーブ）／共同管理と伝統的漁業権／魚紹介～スネークヘッズ／アジアの漁業における女性に関する初の国際シンポジウム／メコン河の魚と漁民に関する研究への大きなニーズ

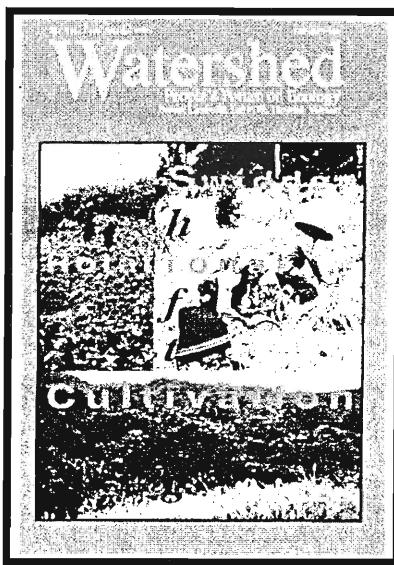
〈98年12月号〉

ダムによる下流貯水池漁業への影響～ナムグムのケース／魚紹介～ナマズ／巨大でユニークで重要なメコン河下流域の漁業～カンボジアの視点から

<98年5月号>

貯水池管理～出口は簡単ではない／水産養殖開発プロジェクトの普及／メコン河流域の魚市場調査／魚紹介～鯉／養殖魚の安全性を確かなものに／漁業における女性に関するタイ研究ネットワーク

(その他、97年2月号、96年11月号、96年8月号、96年5月号、95年11月号、95年8月号を所蔵)



ウォーターシェッド（集水域）

“Watershed— People’s Forum on Ecology”

by Towards Ecological Recovery and Regional Alliance (TERRA)

〈99年7-10月号〉「燒烟式移動耕作」

政策と実践における移動耕作／焼畑耕作の影響への疑問／ベトナムにおける民族性と移動耕作／タイ移動耕作の政治学（用語の裏にあるもの）／化学物質の利用が生活に影響を与え環境を害する（カレン族）／メルボルンのシティリンクとラオスのナムトゥン2ダム／中国とタイの政策・民族同一性・森林（アカ族）／権利を求める民族コミュニティの闇い

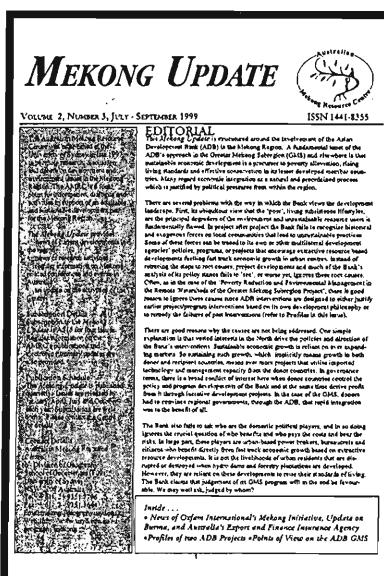
<99年3-6月号>「メコン河流域の野生漁業」

メコン河流域の魚と漁業／人々の食～メコン河の自然漁業／月が満ちると
アジア開発銀行とトゥンヒンブンダム（ラオス）／Community Aid Abroad（豪

き魚が回遊する（カンボジア）／アジア開発銀行とトゥンヒンブンダム（ラオス）／Community Aid Abroad（豪州）とメコンのコミュニティ漁業／メコン河流域の持続性のための漁業

〈98年11月-99年2月号〉「水～生活の源？それとも開発のための資源？」

メコンからチャオプラヤへ～コックーインーナン導水プロジェクト／誰が「問題」を定義し・誰が「開発」を定義するのか～タイのソンクラム灌漑プロジェクト／下降する電力需要・上昇する変革の需要～民営化時代のタイ電力公社とその遺産／サルウィーン川～私の川・私の自然の「持ち物」／ゴールは森林保護（カンボジア）／パクムーンダムに関する世界銀行報告／フェニックス社のパルプ工場～汚染者負担？／NGOと自然資源対立



メコン・アップデート

“Mekong Update”

by Australian Mekong Resource Centre (AMRC/Sydney University)

<99年7-9月号>

オーストラリアメコンニュース（アジア開発銀行とオーストラリアに関する
パブリックセミナー開催、豪州輸出保険機関=ECA と世界銀行）／流域か
らのニュース（オックスファムのメコンイニシアティブ、宮沢構想資金とタ
イの村、ビルマは今）／AMRC からのニュース（センター運営委員が緑の
党の州下院議員に当選、ラオス南部湿地土着漁業管理プロジェクト報告、
AMRC のラオスインフラ開発研究プロジェクト、中高校地理教諭へのトレ
ーニングなど）／特集 ADB（ラオスのナムソンダム、集水域の貧困減少と
環境管理プロジェクト、大メコン開発におけるADBの役割など）

<99年4-6月号>

流域からのニュース（Built-Own-Operate-Transfer プロジェクトは創造的な財政誘導？それともリスク創造？、宮沢は救い？、経済危機の地方影響の複雑な構図～タイ・ウボンラチャタニ）／オーストラリアンニュース（アジア経済危機に関するAusAID会議）／AMRCからのニュース／特集アジア経済危機への反応

なぜ農民は借金を続けるのか？

タイ農村金融事情 ①

高橋清貴

ラオス、ベトナムそれにカンボジアでは市場経済導入後、政府レベルで農業銀行を強化して灌漑や商品作物の栽培を拡大しようという動きが熱を帯びている。農民に資金を低利で供与し、それを元手に市場経済を農村部に浸透させて経済を成長させようという理論は、一般的には受け入れられやすい。しかしその実態はどうなのだろうか。自然環境を破壊して大量の農薬や化学肥料を投入して換金作物を作ることで、農民たちは借金を返せるのだろうか？これから3回にわたってメコン河流域国の「農村金融先進国」タイを事例にこの問題を考えてみる。第1回は、70年代半ばから日本政府もODAによって積極的に支援してきたタイの農業・農業協同組合銀行(BAAC)と農民の借金事情について報告する。

タイ農村が抱える問題

タイの経済は、これまで強い農業に支えられてきた。米を中心とした安価な農産物のバンコクなどの都市部、工業セクターへの供給と輸出による外貨の獲得によってアジア5番目の新興工業国へと邁進してきたが、その結果、農業セクターに残されたものは森林や水といった自然資源の減少、負債の増加などの農家経済の破綻、若者を中心とした農業離れによる農村の過疎化などである。国内経済への貢献度も、30年前には36%あった農業セクターの対GNP比が今(1996)では10%に落ち、農業従事者人口も1989年に約2000万人あったのが1995年には1600万人に減少した。特に15才から24才までの若い農業従事者の減少率が50%と著しく、若者の農村離れは今後もタイの農業の衰退が加速していくことを示唆している。

自由市場主義経済の功罪が云々されるよりもはるか以前から既に米の90%以上を自由流通に任せてきたタイの農業は、30年以上も資本主義と自由貿易の洗礼を受け続けてきた。長期にわたる搾取が続いても、それに持ちこたえる豊かな自然資源と人材に支えら

れてきたタイの農業経済も、ここにきてその限界を顕わにし始めている。「貧民フォーラム」(Forum of the Poor)を始めとする農民運動グループは、森林破壊やダム建設など農村社会が影響を受ける様々な問題を政府に訴え続けてきたが、そのひとつに11の農民運動グループが昨年から共通に取り組むべき問題として掲げている増大する農民負債がある。問題の深刻さは、政党も動かしており、今年3月野党のひとつであるタイ・ラック・タイは、通貨危機後の経済復興のためには農業が重要であるとして、同セクターが抱える問題点を総括した報告書を発表した(Thai Rak Thai Party 1999)。それによると現在のタイ農村は、貧困層の増加、所得格差の拡大、自然資源環境の悪化、単一作物栽培の拡大、生物多様性・伝統技術の喪失、失業者の増加、そして農業コストの高騰などによる負債などの問題を抱えている。報告書は更にその原因として農民の参加と情報公開のないところで作られたこれまでの間違った農業政策を指摘し、農民の生きる権利(生存権)が脅かされてきたと厳しく批判している。

本稿のねらい

本稿では、これらタイ農村社会が抱える問題のうち、農民負債の問題を紹介してみたい。昨年、国際交流基金アジアセンターの支援を受けて農民負債の状況を調査する機会を得たので、そこで得られた情報をまとめる形で問題の内容と構造を概観する。問題は深刻かつ複雑であり、たかだか半年の調査で十分な理解と解決への見通しを見いだしたとは言い難いが、調査中に強い印象を得た情報アクセスの不平等性を中心に論じてみたい。進め方として、まずタイ農民金融が抱える諸問題と考えられる原因を中心的なアクターである「農業・協同組合銀行（BAAC）」に焦点を当てて俯瞰する。次に、情報アクセスの不平等性という問題を、具体的な政策金融プロジェクトを検証しながら考えてみたい。最後に、調査中、筆者達調査チームに農民が情報提供を求めたきた BAAC の経営状況について概観する。これはまた BAAC に ODA を通じて資金援助をしてきた私たち日本人も知るべき情報である。

金融と情報は密接な関係にある。加速するグローバル経済の中、農業国であるインドシナ地域も市場経済化への道を歩んでいるが、遠からず同地域も同じ問題に直面することは十分に懸念される。情報アクセスの不平等性や金融機関の財政的持続性と公益性のバランスといった農民金融が本来的に抱える構造は、インドシナ諸国の政治体制を考えれば状況はより複雑で難しい問題となる。我々も急に開発援助を進めるではなく、タイやその他で（日本を含む）同様な政策やプロジェクトの経験を十分に検討し、学ぶべきであることを痛感した。

農民借金問題と BAAC

タイでは、農民と負債はほとんど切り離せない対の存

在としてこれまでずっと語られてきた。しかし、過去20年の間に負債に悩む農民は増え続けてきており、大きな社会問題となり始めている。先のタイ・ラック・タイの報告書によれば、現在半数以上の農民が債務を負っている。農業人口が減少しているにもかかわ

年	世帯 (百万)	負債を持つ世帯 (百万)	割合 (%)	負債総額 (百万バーツ)	平均負債額 (バーツ/世帯)
1972	3.78	1.03	27.41	1,081.5	1,050.00
1981	4.69	1.17	25.33	4,058.9	3,496.19
1992	5.13	1.73	33.72	22,095.1	12,771.74
1996	5.50	2.85	51.94	70,315.6	24,672.13

表1 世帯単位の農民債務【出典：農業省農業経済局（1997）】

らず農家世帯数が増えているのは、出稼ぎなどによって核家族化が進み一世帯あたりの構成員の数が減っているからである。平均負債額の増加とあわせて考えると残された農民一人あたりの肩に掛かる債務がいかに急増しているかわかる（表1）。

タイで農民が借金ができる貸し手は多数存在する。大きく分類すれば、政府系金融機関、商業銀行、農協といった機関貸し手（フォーマル）と町や村の高利貸し、農作物の中間業者、役人、親戚や近隣の人といった非機関貸し手（インフォーマル）だが、全体の比重は近年インフォーマルからフォーマルへ徐々に移行しつつある。しかし、複数の貸し手から借りる農民は多く、特に未だに統計に表れない非機関貸し手からの借金を含めれば、実際の農民の総負債額は先に示した数字を大きく越える。因みに、ナコンラーチャシマ教員大学のソムキエット氏の報告によれば、1997年度で非機関貸し手からの借金が約1300億バーツあり、機関貸し手からの債務と併せて約480万世帯の農民が総額約2000億バーツの負債を負っているとしている。そして、この場合農家一世帯あたりの負債は約3万5000バーツとなり、農民の平均所得（3万バーツ）を上回る。果たして、農民はこの負債をどのように返済するのであろうか？

様々な種類の貸し手が存在するタイだが、その中で農民にとって最大の貸し手が、政府系特殊金融機関（国営銀行）である農業・協同組合銀行（Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives、以下BAAC）である。BAACは、1950年代、協同組合銀行が不良債権の増加によって経営破綻に陥った後、米国の対外援助機関 USOM（United States Operations Mission to Thailand）の調査報告に基づいて、所管を国家開発省から大蔵省に移して1966年に設立された農業目的への貸付に特化した銀行である。USOMが助言した専門家の不足、返済能力のない零細農家への貸付、貸付金の生活費への流用、貸付審査・回収の甘さなどの改善は、直接銀行が管理できる個人農民への直接融資を優先するという形である程度実現されている。しかしそれは、基本的に返済能力の高い比較的大規模な農民を融資対象とする経営がある一方で、不十分な審査による零細農家への貸付などによって顧客を増やしつつ収益性を上げる経営という利益優先型の金融機関に変わったことを意味する。また、BAACは信用事業のみならず、農業市場センター（Agricultural Marketing Center）と連携しての購買事業、葬式組合のマネージメントなどの共済事業も行っており、これが日本と異なって独自資金を持たずにBAACからの借入に90%近くを依存しているタイの農民協同組合の衰退に拍車をかけた（山本1999）。結局、農民は資金や共済の提供においてより一層BAACへの依存を高める一方で、資金を有効活用して

収入をあげるような高い経営能力を求められるようになってきている。つまり、BAACは農民に、地域のつながりよりも個人として市場経済に相対する状況をもたらしたのである。

ここで簡単にBAAC設立後のタイ農村金融の歴史についてBAACをめぐる動きを中心に概観しておく。1966年に設立されてからBAACは順調に成長を続け、1974年にはタイ71県のうち58か所で支店を構えるようになった。しかし、この間膨れ上がった負債に土地を失った農民が、1974年の11月に土地返還と政府の支援を求めて僧侶を先頭にした大規模デモを行ったことは良く知られている。続く翌年1975年に大きな転機を迎えた。7月に北ベトナム・民族解放戦線が南ベトナムを武力解放したため、タイでは共産主義非難が高まり、多くの学生・労働運動・農民運動主導者たちがテロの対象になっていった。政府は、農村部への資源の提供が必須と考え、この年の8月タイ中央銀行は各商業銀行にローンの5%を農民に貸し出すように覚書を送り、貸し出しきれない場合には残りをBAACに預け入れるように指導したのである（覚書では法的拘束力を持たず、正式には1979年の商業銀行法の改正まで待たなければならないが「道義的勧告」=moral suasionによって指導した）。同時に、BAACは貸出残高目標を26億5000万バーツから35億バーツに上げるように指示された。貸し付け目標の急増は新たな貸出資金を必要とし、この年BAACはOECFと一回目の円借款契約を結び、年利3.75%で20億円

表2 BAACの概要

●目的

- 1) 農村部への財源の提供
- 2) インフォーマル金融の駆逐
- 3) 高収益農業の普及のために政府に協力
- 4) 農業関連機関の育成
- 5) 農業新技術の導入・普及

●活動内容

- 1) 銀行業務
農民や農業協同グループに対するローンの提供、他の融資に対する保証業務、貯蓄サービス、為替の売買、政府債の買入
- 2) 政府プロジェクト業務

●協力団体

The Agricultural Cooperatives for Marketing and Thai Agribusiness Company Limited (TABCO)：肥料、種子などの農機具や原材料の提供と生産物を販売するBAACと民間企業（マーブンクロン社）の合弁会社

●規模（1996年）

支店数：364
顧客数：4,325,084世帯（農協・農会メンバーも含む）
貸付額：99,000百万バーツ
運営費：134,532百万バーツ

の資金援助を受けた。その後、BAACは1991年6月に組織再編、1992年にBAAC法を改正し、農業関連活動（澱粉の製造、タケノコの缶詰、果実の飲料用粉末、ヤシの葉の帽子、枝編み細工、家具の製造など）に融資枠を拡大してきたが、OECFは一貫してBAACの主要財源のひとつであり続けてきた。その他、BAACの組織規模や活動概要について、別表にまとめたので参考にされたい（表2）。

表3 BAAC登録資格

1. タイ国籍であること
2. 21歳以上であること
3. 農民であること
4. 農業を熟知している、あるいは十分な訓練を受けていること
5. 支店のある地区に在住していること
6. 農産物を生産し、十分な所得があること
7. 正直でまじめであること
8. 精神異常者でないこと
9. 禁治産者でなく、また破産するほど債務を持っていないこと
10. 登録を抹消されたことがないこと。同時に農協や農民向け金融機関から融資を受けていないこと

貸出基準の甘さ

BAACの存在意義は、低利融資を多くの農民に提供することにある。これまで、商店主や仲買業者から高利で借りるしかなかった農民が、できるだけ簡単な手続きで、譲許性の高い金利でもって、必要な額を借りられるようにすることである。まず、農民はBAACから融資を受けるためには登録しなければならないが、条件は表3の10項目である。

これらの資格基準はタイ農民にとって極めて一般的なものであり、多くの農民を顧客にしたいBAACの意図が伺い知れる。また、これらはあくまでも原則であり、特に農民であるかどうかという曖昧な定義は、実際には農業に従事する時間よりも多くを非農業活動に従事している者が顧客になることを可能にしている。また、貸付目的が表向き農業あるいは農業関連事業に限定されていても、実際には出稼ぎ資金やオートバイなどの耐久消費財の購入、緊急的な医療や教育の出費などに当てられるケースも多く、純粋に「農民」に「農業目的」で貸し付けられているケースは多くない。本来、農業目的外への貸付は、きちんとした融資審査及びモニタリングが行われて回避されるべきだが、調査した村でも多くの農民が借りるときに提示した理由以外の目的に借りた金を使う事例を多く聞いており常態化していると想像される。このひとつの理由は、BAAC自体の審査や監理の甘さにあるようである。調査インタビューで、BAAC自身が目的外転用を知っているながら容認しており、中には農民がオ

トバイを買いたいと相談したら、BAACのクレジット・オフィサーが適当にローン申込書を書いてくれたケースがあった。この問題は、後に事例を踏まえて詳述する。

もうひとつ重要な点は、BAACへの返済に別の金融機関、特にインフォーマルから借りているケースが多いことである。BAACから個人顧客への融資には、農業目的とした短期（1年）、中期（5年以内）、長期（15年以内）があるが、このうち短期融資が最も顧客数も融資残高も多い。1年返済の短期融資は、通常田植えなどが始まる4～6月に借り、収穫を終える翌年の1～2月に返済する。しかし、返済してから再び借りるまでの間、十分な現金が手元にない場合、インフォーマルから借りることになり、この結果BAACとインフォーマルとの間で借り換えが定常化する傾向がある。

借りる側の論理

一方、農民側の経営会計能力に目を転じれば、農業外目的に資金が転用せざるを得ない事情も分かってくる。貸し出す側が甘い審査やモニタリングで貸し出すことで、過剰な資金が農民に流れ込む。本来は、不良債権化を恐れて貸し手側が安易な貸出を渋り、また借りる側も返済延滞を恐れて借りるのを制限するはずであるが、そうした市場経済の原則が働かない事情がある。タイ農民の会計は、農業会計と家計が同一であ

るために、入ってきた金が農民の消費需要を煽り、それが所得向上に結びつかない非生産的消費財購入資金に流れやすくさせているのだが、BAAC の甘い審査やモニタリングはこの傾向を助長し、結果として農民に負債を残しているようである。つまり、BAAC の農村金融市场への介入によって、高利なインフォーマル金融に代わって低利な資金へのアクセスを農民に確保することが期待されていたにも関わらず（これが公共的意味での BAAC の存在意義）、結果として BAAC という供給サイドからの資金流入が資金需要を押し上げてしまっているのである（Supply-side Driven Economy）。この問題を国レベルに置き換えれば、大量の外貨の入り込んだが、使い道に困った金がフィナンシャルカンパニーを通じて土地投機などに流れ、バブル経済を引き起こしたことと同じ構造である。

例えば、BAAC でもグラミン・バンクと同じように無担保グループ保証によって融資を受ける敷居を低くしている（10~20 人の連帯保証グループをつくれば、無担保で貸し出すことができる仕組み。借入主体はグループではなく個人）。本来、このメカニズムはメンバー相互を監視することによって返済強制力となるはずであったが、融資を受けるためだけに作られたグループはむしろ規則を踏み外すことを共同で隠し合うような働きをしている。また、借りられる農民も、グループづくりが農民に任せられているため、村内の政治力学と相まって新たな差別化をもたらすメカニズムとなってしまっている。インタビューした農民の中には、土地もあり収入も安定しているのに明確な理由もなくグループから入会を拒否された者もいた。これは、政治とは無縁のような経済と開発のシステムが、結果として政治ツールとなりやすいタイ社会での一例である。

こうした波紋を農村社会にもたらしながら、BAAC の登場によって比較的安易に低利融資が受けられるようになったことは、農村の市場経済化に拍車をかけた。先に述べたように、BAAC は設立当初から利益を上げることをひとつの重要な理念としてきていた。毎年、貸し出しの目標値が設定され、巨大な官僚組織の

末端で農民と交渉にあたるクレジット・オフィサーは、上意下達されたノルマの達成に顧客の新規開拓や既存客への借り増へと奔走する。通常、安易な貸付は延滞債権となりやすく、貸し出す側にとっても忌避されるべきものである。BAACにおいて、こうした市場の抑制機能が働くかの検討は、後述するように BAAC 側に返済を確保するメカニズムができているからである。まず、借り手である農民に、どうして BAAC からの借金に抑制が働くかの検討は、それを農民の BAAC に対する認識のあり方から考えてみたい。

銀行？それとも社会福祉？

BAAC の機能と役割について、BAAC スタッフと農民との間に認識のギャップがある。スタッフが国営とはいえ金貸しで利潤をあげる銀行と考えている一方、インタビューを行った調査村の農民は銀行というよりも、むしろ国による農民向けの社会福祉機関のように認識している。その理由は、恐らく高利なインフォーマルの金貸しよりも有利な条件で金を貸してくれること、国営である以上「農民のための機関」だと信じていること、信用事業の他に葬式組合などの運営という共済事業も行っていること、登録によるメンバー制という仕組みによって農村社会での一種の資格を提供する役割を担っていること等が考えられる。特に、最後の共済事業の実施とステータスを提供する役割は BAAC への高い返済率を維持することに役立っている。調査インタビューに答えた何人かの農民は、十分な収穫が上げられなかつたり緊急の出費があって手元に現金がない場合でも、親戚や街の金貸しから借りるなどして BAAC にだけは返したいと言っていた。

不十分な情報がギャップをうむ

この認識ギャップを作り出すのを間接的に助けているのが、農民の情報アクセスの限界と BAAC の不十分な情報公開、透明性の欠如、そして顧客農民に対する説明の欠如である。今回、調査した 3 つの村の全てでほとんどの農民が BAAC の経営状況（資金調達先、不良債権比率、損益状況）はおろか、それぞれの融資

内容（利子率、融資条件）についても把握していないことが分かった。BAAC の全職員の数は約 1 万 3000 人いるが、このうち実際に 340 万人の顧客農民に対してメンバー登録手続きから、融資内容・条件の説明、融資申請書の書き方、営農へのアドバイス、集金・返済催促などの融資業務を行うフィールド・オフィサーの数は約 6000 人と少なく、フィールド・オフィサー一人あたり平均約 600 人の農民顧客に抱えている。ほとんどの農民が帳簿などつけていない中で、フィールド・オフィサーが一人一人の営農や財務の状況をきちんと把握して、債務延滞とならないように経営指導をしていくことは難しい。実際、フィールド・オフィサーが村に入って、農民と話し合う機会は年 2~3 回しかなく、後は農民が返済のために郡支店に出向くときぐらいである。農民側も必要なマネージメント能力（特に会計処理能力）と必要な情報を入手できる環境と設備が有しているのであれば、自立した経営者として市場主義経済の荒波を渡っていけるかも知れない。しかし、学歴も低い上、農業以外の経験も知識もないために、仕方なく農閑期に都市に出稼ぎに出るほかない状況でそれを期待するのは酷である。加えて、東北タイの文化として、金に執着するような人間を“キー・ニアオ”と言って軽蔑する傾向もある。金にうるさくなく、金がある時はケチらずに周りに振る舞うような人間を“チャイ・ヤイ”と言って敬われることを良しとしているのである。調査村でインタビューに答えた農民も、借入金額や条件を詳細に覚えている方が希なほどである。農民一人一人に能力と性格に違いがあったとしても、BAAC の融資審査では過去の記録をチェックしても、顧客である農民の人間性や信用度など知りようがないし、知る必要もないと考えている。

対照的に、非機関貸し手達は返済に苦労しないように、借り手の人間性と信用度を客選びの際に最も重視するということがインタビューで分かった。彼らは、そのために必要な情報ネットワークを常に刷新して、潜在的顧客の人間性の把握に努力を注いでいるのである。また、常連となって一定の人間関係を築いている相手には、状況に応じて（例えば子どもの病気での

緊急な出費）無利子で貸すこともあると言っていた。当然、このインフォーマルな金融が築く人間関係は、別の見方をすれば一種の「飼い殺し」という側面もあることは否めないが、少なくとも人間関係を審査段階で重視することは、現在のタイ農村の状況にあっては BAAC も見習うべき点ではないだろうか。

BAAC の情報マネージメントの問題点は既に何人かの学者によって指摘されているが（Siamwalla et al. 1993）、それに加えて BAAC は農業という公共性の高いセクターのための国営の金融機関であるならば、農民負債を倫理的観点からも改善に取り組む必要があるようと思われる。確かに BAAC の提供する農民融資はインフォーマルに比べて相対的に低金利であり、無担保での貸付などで条件を緩めているなど一見すれば農民にとってありがたいものである。しかし農民負債が増加する事実をどう捉えればよいのか。土地を手放さなければならないほどに負債を抱える農家が後を絶たないのであれば、農家にとって資本提供とはどのような意味を持つのか考える必要があるのでないだろうか。

低利融資が農民の借金を増やす

農民も事業経営者のひとつであると考えれば、債務があるのは普通のことであって決して問題ではない。どの事業家も幾ばくかの債務を抱えており、むしろ債務はその事業家の信用度を測るパラメーターと見なされる。しかし、農民の債務が通常の事業経営者と異なるのは、農業を営むことが必ずしも十分な収入を保証するものではなく、また会計が家庭の生計と同一であり日常生活に伴う出費のために借金をするケースが多いことである。一般に、農業は土壌や天候具合などの多くの不安定要素を持ち、リスクが高い上、経営は安定しない。さらに、作物が豊富に実っても、市場価格の下落の問題に直面し、収入の向上に結びつき難く、病気やけが、教育費などで緊急に現金が必要になれば借金は避けがたいのである。

こうした農業経営の特徴から、一般に農民金融は「信用制限」が生じやすいと言われている（加藤、

1984）。これは、金融機関が与えられた貸出利子率では借り手が借りたいと欲するだけの金額を貸し出さず、また利子率を引き上げてまで貸し手の欲する資金量の貸出に応じようとしないために、借り手の側に満たされない資金需要が存在してしまうからである。

貸し付けた金が消費目的に流用されやすいという問題、農業貸付は長期になりやすく預金の流動性とバランスがとれない問題、そして貸付金額が零細なので経費が高くつくという問題ゆえに金融機関は農民を忌避するのである。一方、農民自身もできることなら借金を避けたい。貧困サイクルから抜け出すために農業を辞めたいが、学歴も低い上、農業以外の経験も知識もないために、仕方なく農閑期に都市に出稼ぎに出る。事実、農業以外の職業に関心を持つ農民が増え続けている。自給自足のためだけに農業を続けていく稻作農民は多いが、選択肢があれば農業以外の職業に就くことが親から奨励される。インタビューを続ける中で、子供に農業を継がせたくないという農民に数多く出会ったが、市場原理に任せておけば、金融機関、農民ともに農業貸付のインセンティブは低いはずであった。

しかし、BAAC の設立とそこからの低利融資を柱とする農業政策は、「開発」という名の下での介入主義で農村状況を一変させた。BAAC の低利融資は信用制限の問題を解消し、農民を農業に従事させるために必要かつ有効な政策として喧伝されてきた。しかし、過去 30 年の成果は既に述べたように膨大な農民負債を残した。負債の返済に窮した農民は農業を捨てて土地を売るか、短期的な収入が上がる契約農業や農薬・化学肥料を多投する環境破壊型農業に営農形態を変えるを得なかつたのである。現在、中部タイには遊休地が点在しているが、これは借金の担保に農民が手放した土地がその後経済危機に見舞われて放り出されたままになっている名残である。現在、自ら土地を持って農業を営んでいる農家は 4 割に満たない (Thai Rak Thai 1999)。

市場主義経済を標榜するタイの開発政策は、流通のコントロールではなく金融を柱とした農業政策を中

心に据えている。タイで生産される年間約 2000 万トンの粗米のうち、農協の集荷シェアは流通量のわずか 2%程度しかなく、残りの 98%が民間業者による集荷となっている。民間中心の流通の仕組みにおいて（集荷業者や精米業者のほとんどが中国系タイ人であるが、現在のタイの財閥の多くはこうした大規模集荷・精米業出身であることは、如何に農民は流通業者に搾取されてきたかを物語っている）、政府の農業政策は金融を柱とせざるを得ない。事実、灌漑用水施設の整備を除けば、1986 年まで 30 年続いたライス・プレミアムという米輸出税を筆頭に、BAAC による粗担保貸し付け、タイ中央銀行による米取扱業者への低利融資、農民市場公団 (MOF) による肥料代金の粗による支払い、内務省による零細農民からの粗集荷資金貸付などのように低利の直接貸付あるいは融資をセットにした農業事業によって政策介入してきたのである。そのひとつが、農産物の国際貿易市場の変化に合わせて、カシューナツ栽培や養蚕などの農産物多様化を BAAC からの低利融資とセットで図ろうとした「生産構造改革事業（コー・ポー・ロー）」で、農民負債を増やした原因のひとつとして、農民運動グループのターゲットとなってきた。「コー・ポー・ロー」を含めた具体的な問題事例については次号で報告する。

次回は膨れ上がった農民の負債に対する政府の救済策、BAAC の構造的なジレンマ、そして日本の ODA の関わりについて報告する。

【参考資料】

- 加藤謙 (1984) 農業金融論、明文書房
山本博史 (1999) アジアの工業化と農業・食糧・環境の変化、筑波書房
Siamwalla, Ammar, C. Pinthong, and N. Poapongsakorn et al. (1993). "The Thai Rural Credit System and Elements of a Theory: Public Subsidies, Private Information, and Segmented Markets" in The Economics of Rural Organization: Theory, Practice, and Policy, (eds) Karla Hoff, A. Braverman and J. Stiglitz, O.U.P.
Thai Rak Thai Party (1999). The Document for the Seminar on the Direction of Agricultural Development and Solving the Problems of Small Farmers, 13-14 March 1999 (タイ語文献)

ムーン川と共に生きる人々 ～ダムのもたらした生活の変化～

木口 由香

川の誕生

昔々、ピンタヨーナーカワットとタナムーンラという2頭の龍が住んでいた。2頭はとても仲が良く、ある誓いを立てていた。それは、自分の住む池に落ちてきた動物を食べるとき、必ず公平に分けるというものだった。2頭はもう1頭の龍を証人を立てて、その誓いを守っていた。

ある日、タナムーンラ龍の池に象が落ちた。龍は誓いどおりに公平に隣人にそれを分け与えた。そして、数日後、ピンタヨーナーカワット龍の池にも針ねずみが落ちた。ピンタヨーナーカワット龍はきちんとそれを半分に分けたが、分け前をもらったタナムーンラ龍は満腹できなかった。

分け前の少なかったタナムーンラ龍は、だんだん腹が立ち、自分がだまされたのではないかと思い始めた。結局2頭は喧嘩になり、そのあまりの激しさに池の中にいたほかの生き物はみな死んでしまう有り様。見かねた精霊たちが、インドラ神に訴えた。インドラ神は怒って2頭と、証人にたったもう1頭の龍をその地方から追い出しました。龍たちは地面を這って逃げ出した。その跡はそれぞれ、ウー川（ラオス）、ピン川、メコン川、ムーン川になった。

（ブーチター・サンゲオ『魚の文化とムーン川漁業の終焉』より要約）

パク・ムーン・ダム

ムーンはナコンラチャシマー県に流れを発し、東北タイの各県を巡ってメコン川に注ぐ全長750キロメートルの川である。

1994年、メコン川の合流地点から6キロ上流にタイ電力公社(EGAT)によってパク・ムーン・ダムが建設された。発電能力は136メガワット、1995年時点で、タイの電力需要の0.04%をまかなっている（注i）。周辺に住む漁業で生計を立てていた人々は、当初から激しく反対した。優良な漁場である「ゲン」（注ii）が建設によって破壊され、またその補償も、水没で土地を失う人のみを対象としていたからだった。だが、ダムは一部設計変更がされたのみで予定通り建設された。

東北タイでは、生活のために住民が出稼ぎに出るのが一般的だ。だが、ムーン川流域の住民の多くは、出稼ぎをしないでも生活出来る経済力を農業ではなく漁業から得ており、その生活も安定していたという。

「ダムが出来る前は県庁のある町まで出なくとも、生活に必要な全てが村に揃っていました。村でバンコ

クに行ったことのある人など、いなかったかもしれません」。

初期の反対運動リーダー、チャルーン・ゴーンスックさんは、都市への出稼ぎが始まったのは、ダム以降だと話す。多くの住民が反対運動のために、初めて県庁に赴き、バンコクまで出かけ、今はほとんどの家族から出稼ぎ者が出ている。

彼女は建設現場近くの村の出身だ。しかし、移住先は生計を立てる土地が十分ではなく、村は3つに分断してしまったという。今、生活している土地も国立公園（注iii）に指定されている地区で、土地所有権はない。いつ立ち退かされてもおかしくない不安定な生活を強いられている。生計を立てるため漁業が出来なくなったり、昔から漁業の副業として行っていた、牛や水牛の放牧を細々と行っている。もちろん放牧地も国立公園内だ。

魚に支えられた生活

メコンの流域に生息する魚の多くは、メコン本流やその支流を回遊して過ごす。種類によっては、カンボジアのトンレ・サップ湖からメコン川をさかのぼり、

ラオスやタイの支流で産卵するという。ムーン川は、そういった回遊魚の産卵ポイントを多く抱えていた

(注 iv)。その豊富な魚を利用して、この地域は何百年にもわたって、魚やその加工品と他地域の米と交換し独立した経済圏を成立させていた。PER(注 v)によると住民の収入は以下のように変化している。他の地域では、収入がゼロになったところもある。

漁業収入の変化

コンジアム郡ドンサワン村

1988/1990年	1991-1992年
22家族中 漁労従事15家族	22家族中 漁労従事4家族
収入額： 平均 320バーツ 最低 100バーツ 最高 1000バーツ	収入額： 平均 68バーツ 最低 20バーツ 最高 200バーツ

出典："Plaa Pamai lae Ahaan : withii chivit khong chumchon muubaan rimlam Nam Mun", 1993, Bangkok, PER, タイ語

<1バーツ=約3.4円：99年7月現在>

早朝、「トゥム」と呼ばれる漁具を使った仕掛け漁を見に出かけた。約4~5mの籠状の大きな仕掛けを水の中の立て固定し、一晩置く。翌朝には小魚が仕掛けに入っている。

その日、どの船の水揚げも約1kg程度だった。大きなトゥムに比して魚はバケツ半分くらいの量でしかない。ダムが出来る前は普通30~40kg、人々から名人と呼ばれているヤンヨンさんは、50~60kgを獲っていた。その彼も漁をしながら

ら、「(魚が取れなくなつて)トゥムも博物館入りだね」という。

大きなトゥムを水の中に沈めるのは重労働だ。ダムの放水が始まるとそれはいっそう難しくなる。住民のほとんどが仕掛けや網を流されてしまった経験がある。その損害額は年間1万バーツを越えるともいう。今年は例年なく早く雨季が来て、ダムは通常より多く放水しているという。急な放水で住民の乗った小船が転覆し、一人が死亡している(vi)。

開発と政策の影響

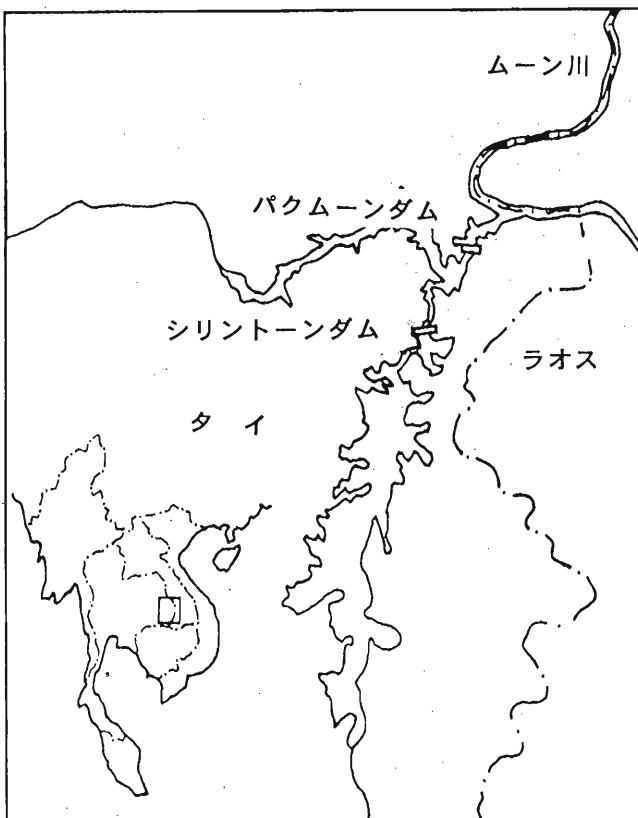
タイ電力公社は住民の反対にあったが、ダムに魚道を設ける、移住者へ住居や土地の提供を約束する、などの妥協案で反対を押しきった。

ダムの完成を待たず、建設が始まった時点で、漁業に影響が出始めた(vii)。住民は数年に及ぶ反対運動と5カ月にも及ぶ首相府や県庁前での座り込みで、漁業従事者に一家族当たり2万バーツの補償金、3年間分を勝ち取った。そして、その補償金で一家族3万バーツを拠出して協同組合を結成し、相互扶助を模索している。

住民の多くは、ダムの出来る以前の生活が楽だったと話す。

「現金が必要になると、魚を売りました。それで子供たちも学校に行けたし、蓄えも出来ました」。

漁業で生計を立てていたチャン・ループソンさんは、今年5千バーツを投資して網などの漁具を購入した。だが、投資した額を回収するどころか、日々の生活もおぼつかず、息子は小学校6年の義



タイ東北部とパク・ムーン・ダムの地図

務教育を終えただけで、家で手伝いをしている。彼は、「ダムが出来たら電気も来るし、良いことばかりだと聞いていたのですが…」という。ダム建設の影響について、きちんと説明されていない、または調査されていなかった、というのが話をしてくれた住民の共通した思いのようだ。

現在、住民の行っている漁は違法だ。ダムの前後500メートルは禁漁区に指定されていて、漁業局が通報すれば、住民は警察に逮捕される。住民側は、禁漁の法律は約60年前からあったが、一度も適用されることがなかったという。ダムが出来て、条文だけの法律が、突然効力を發揮し始めたように住民には見える。拘束された人が送検されてしまえば、5千～1万バーツの保釈金を払わなくてはならない。網を流されても、

現金の必要な生活へ

補償金は入ったが、それは3年間の生活費であり、失われた漁場は帰ってこない。多くの住民がバンコクなど都市へ出て労働者となるか、サトウキビ収穫などの農業労働者となるために、家を離れた。

村の生活全体も変わったという。収入面の変化だけでなく、昔と違い、飲料水の購入やダムから届く電気に現金を払わなければならないからだ。今、川は水質が悪く、水浴びも出来ず皆井戸を掘っているという。漁業がだめになり、生活の糧を失ったうえに、現金のほとんどいらない自給生活から、貨幣経済にほうり込まれたという状態だ。多くの住民が、漁業という安定した職を持っており、学歴の必要を感じておらず学校は義務教育程度で終わっている。突然、都会に出て働く



パクムーンの村人が使う漁具『トゥム』。長さ5メートル、太いところで直径3メートルもある。

抗議も出来ない。

前述のチャルーンさんは、お宅に伺ったとき森へタケノコを探りに行くところだった。だがこれも、国立公園内の動植物の採取が禁止されたため違法だ。補償金から換算した住民の一日の生活費は一家族当たり約55バーツ。法で定められた工場労働者の最低賃金が、一日100バーツを超えている現在、適切な額とは言い難いだろう。その上、タケノコの不法採取の罰金は500バーツだという。チャルーンさんは笑い飛ばしていたが、伝統的な自給を否定された生活の負担は大きい。

かなくてはならなくなってしまった彼らは、低学歴の非熟練労働者としてタイ経済の中に取り込まれていった。

今、その出稼ぎもタイの経済危機に直面している。

魚の捕れないダム湖

夕刻、ダムからムーン川を見渡すと、ダム上流で漁業をしている漁民は皆無だ。ダムの下流では多くの船が出ている。魚はメコンからさかのぼり、ダムを越えられず下流にとどまると漁民は見ており、少ないその魚を狙って船を出す。一方の河川を管理する漁業局は、住民の違法な漁が、せっかくダムに設けた魚道を、魚が越えられない原因になっているといい、話は平行

線だ。

いずれにしても現在の技術では、複数の魚が通ることの出来る魚道を作ることは不可能だろう。数年前、EGATは漁業振興のため漁業局に資金を提供し、エビの幼生をダム湖に放流した。メコンにはいなかった種類で、100グラム40バーツの高い値で取引されている。だが、幼生は流れてメコン川で成長しているらしい。おまけにタイ側ではなく、対岸でラオス漁民の網にかかって、タイの市場に持ち込まれている。融資した世界銀行が地域にダムが役立っていると宣伝するために、夜間にライトを使い、潜水具を装備した「漁民」が、エビを大量に獲っている写真を撮影しにやってきたという噂まであった。実際の状況といえば、ほとんどの漁民が「一年に数匹取れれば良い」と話す程度だ。

潜水具を購入してエビを獲っている人もいるが、ほんの10組ほどだという。それも潜水についての知識も無く、10数メートル潜るという危険なものだ。

雇用を生まなかつたダム

長年漁業に従事してきた住民の意見を聞く限り、パク・ムーン・ダムにはもはや優良な漁場は存在しない。それでは、どこに生活の糧を求めるか。日本で見られるような、地域振興策としてのリゾート開発はどうだろうか？ダムから数キロのところに「リゾート」の看板を掲げた更地がある。だが、この経済危機で開発会社の経営が悪化して、買い占められた土地は放置されている。実際、完成したとしても、サービス業の経験の無い現地の人の雇用にはまず結びつかないといわれている。逆に、以前住民が副業にしていたゲンを訪れる観光客相手の舟遊びは、ゲンが無くなつたことで打撃を受けた。

本音はダムの撤去

現在、住民は、約束されたまま棚上げになっている農業用地の獲得を目指して抗議活動を続けている。この3月から現在まで、ダム前で座り込みをしている。

今は土地が十分ではなく、専業農家には転向出来ない。出稼ぎも不可能。そうなると、皆、船を出して少ない魚を求めて行くしかない。今、協同組合は組合員に大量の資金を貸し出している。ほとんどの人がそれで新しく漁具を購入した。漁業で採算が合わないどころか、自給分も取れるか分からない状態なのは住民

が一番実感していることだ。しかし、他に選択肢がないという。エビの養殖を始めた人もいるが内陸でのそれは、水質汚染を招くとして政府の規制の対象だ。

「自然の魚を捕まえても法律違反、エビを養殖しても違反」と前述のチャルーンさんは困惑している。

住民は、自分たちの抗議行動を都会に生活する人々に「補償金目当て」といわれることに憤慨している。多くの人々がはっきりと口にしていた。

「ダムを撤去して欲しい」と。

『ムーン』とは先祖の宝・遺産、という意味だ。彼らもそれを取り戻し、後世に伝えたいと願っている。

*住民の皆さんのお見は現地インタビュー（98年8月）と、バンコクで行われた住民代表者とNGOの協議（99年8月）での発言をまとめたものである。

*インタビューにはパク・ムーン協同組合スタッフPannna氏とTERRAのD.Hubble氏（98年8月時点）のご協力をいただいた。

（注）

i 『Watershed』 vol.1 No.3, March-June 1996

ii 早瀬。この地域のメコンとその支流の川底は、岩礁のように複雑な地形をしており魚の生育や産卵に適している。大きなゲンは乾季に島のようになるという。

iii 国立公園に指定されると、そこで動植物の採取、木材伐採などが禁止される。政府の環境保護への配慮がもともとそこで生活している地域住民を圧迫し、タイ全国で問題になっている。

iv プーチター・サンゲオ『魚の文化とムーン川漁業の終焉』

v Project for Ecological Recovery (PER/タイ NGO)

『魚、森林と食料：ムーン川流域の人々の生活様式』

vi 現地で活動する NGO スタッフの話。（99年7月）

vii 『Watershed』 vol.1 No.1, July 1995

木口由香

ラオスでNGOの教育支援に携わった後、バンコクの邦字新聞記者。現在はタイ語・ラオス語の通訳をしながら、メコン河流域の魚と人々の生活について調査・取材・執筆活動。

メコン・ニュースダイジェスト

【ずさんなタイの灌漑計画】

タイの英字紙The Nationが入手した農業省の評価報告書によると、タイの水資源開発計画が、いかに相互の調整がなく進められ、結果として無駄に水を使っているかが明らかになった。例えば、チャオプラヤ川流域では、4つの支流の水で中央平野を潤すために初期の灌漑が進められたが、その後の水需要の増加で、それぞれの支流の水が別の灌漑に使われ、結果としてダムの水涸れが深刻化したと分析している。タイ政府は毎年400～500億バーツ（1バーツは約3.3円）の予算を水資源開発に使っているが、この報告書は「もしプロジェクトの計画や実施の段階でより広い視点を持って、現存の他のプロジェクトを考慮に入れていれば、多額の納税者のお金は無駄遣いしないですむ」と書いている。更にこの報告書は、「それぞれの部局が、首尾一貫した方向性なく、自分たちのプロジェクトを進めるだろう」と分析。報告書をまとめたスコータイ・タマティラット大学のバタン氏は「重複した仕事によって、いったいどのくらいの無駄が生じているのか、誰にもわからない」と話している。

(The Nation, "Water projects managed badly", 1999年2月24日)

【バンコク市民は「貧民」デモに冷たい？】

タイの住民組織ネットワーク「貧民フォーラム」は、1995年から97年まで、毎年乾季になると数万人の農民・漁民・森民・市民と共にバンコクへ向かい、時には3か月以上にわたって政府の建物の前にキャンプを張ってデモを繰り返してきた。全国の「貧民」が抱える問題121項目の改善を求めて・・・。こうしたバンコクでの成果の1つが、ダムによって移転を余儀なくされた人たちを中心に7千世帯に対して、総額46億バーツ（約152億円）の補償を支払うと政府が約束したことだった。しかし、政権が代わって現在のチュアン首相になると、この約束は白紙に戻された。すでにダムができている地域には、新たな補償はしないと閣議決定がなされたのだった。

1994年に世界銀行の支援を受けてタイ東北部に完成したパクムーンダムによって漁業被害を受けたと主張するグループは、この乾季にはバンコクへは行かずに、代わりにダムサイトをデモで囲んだ。どうしてバンコクへ行かなかつたのか。「貧民フォーラム」のアドバイザーのワニダさんは、「とってもお金がかかるし、中央政府の壁は厚くてなかなか成果が出せない。それに、経済危機に見舞われたバンコク市民から好意的に受け入れてもらえない」とその理由を話す。(The Nation, "Not a picnic for Pak Mool refugees", 1999年4月2日)

【カンボジア—農薬がトンレサップ湖を殺す】

カンボジア農業調査開発センター（CEDAC）のコマ博士によると、トンレサップ湖周辺での危険な農薬の使用が、野生生物を殺し、住民の健康を脅かし始めている。例えば、プロンペン近郊のある野菜農家は、4から8種類の農薬の「カクテル」を、野菜の生産過程で8回から30回も散布しているということだ。こうした農薬使用が、他の地域に影響を及ぼし始めた。農業省のIPM（複合農薬管理）担当者は、カンポンプロック村の2000ヘクタールの豆畠からだけでも、10トンのフォリドールやDDTがトンレサップ湖に到達すると推計している。フォリドールやDDTはほとんどの国では禁止されているが、ここではとても安価で売買されている。DDTは体内に蓄積するタイプの毒物で、長期的な影響が指摘されている。一方フォリドールは毒性が強くガンの原因になったり、生殖能力・視力・神経系に悪影響を及ぼしたりする。

1994年にNGOの働きかけでフォリドールなどの輸入、生産、配布を禁じるよう国王が指示したが、実効性のある対策はとられず、クメール語での使用注意書きですら実現されていない。同じIPM担当者によると、これまで農民はDDTをよく使っていたが、最近はフォリドールとティオダンを混ぜた方が強力だと信じていて、そちらを使うようになった。というのも、タイやベトナムが規制し始めたので、安価でカンボジアに流れてきたからだという。

(Phnom Penh Post, "Pesticides killing Great Lake", 1999年5月14-27日号)

【プロジェクト費の4割は無駄！？】

ベトナムのクアンビン省のプロジェクトに関する国連開発計画の評価報告書は、プロジェクトに使われた資金の40パーセントは無駄であると推計した。酷評されたのは皮肉にも行政改革のためのプロジェクト。総額300万ドルのうち170万ドルが援助だった。報告書によると、例えば600ドルで購入できるコンピュータに2000ドルを支払っていたり、国連が資金を出した公用車で長期間の目的不明な旅行に出でていたり、6万ドルもかけて英語コースに行かせて試験に合格していなかったり、更には、ほとんど効果のない海外研修に29万ドルを使っていた。ベトナムは1998年だけで、低利融資と無償援助を含めて17億ドルの支援を受け取っており、国連開発計画は世界銀行、アジア開発銀行、日本、オーストラリア、スエーデン、フランスと並んで、最大ドナーの一角落を占めている。

(The Associated Press, "UN Report Shows Wasted Vietnam Aid", 1999年6月14日)

メコン・ニュースダイジェスト

【東南アジア最大のソンラーダム調査に異議】

ベトナム最大の電力プロジェクトは、環境影響への懸念から遅れる見通しとなった。ベトナム水保全協会は、3600 メガワット（360 万キロワット）のソンラー水力発電プロジェクトの実現可能性調査報告書草案は、水の保全と住民移動に関連する重大な要因を見逃していると指摘。900 人を超える専門家チームに相談した結果、環境影響を改めて評価し直すことを勧告した。この実現可能性調査報告は、今年中には、承認を得るために政治局に回される予定だ。

（Vietnam Economic Times, "Water Waiver", 1999 年 6 月号）

【ラオスからの電力購入を済るタイ】

タイ電力公社は、国内の電力需要が不確定なので、西暦 2004 年までに追加的な電力をラオスから購入する可能性を否定した。これは、3 月にラオスのシーサウット首相がタイを訪問して電力購入を促したことを受け開かれた二国間会合で表明された。タイとラオスの間の電力売買の覚え書きは、最初に交わされた 1996 年に、2006 年までに 3000 メガワット相当の電力をタイが輸入することで合意したが、今年の 1 月に、2006 年までに 1600 メガワット分、2008 年までに更に 1700 メガワット分と改訂された。3 月のラオスの首相訪問では、この改訂を修正して、2004 年までに 600 メガワット、2006 年までに更に 1000 メガワット、2006 年までに 1700 メガワットの追加を求めていた。しかし、経済危機後の電力需要が低迷するタイは、1 月の改訂を再修正する意思がないことを明確にした。4 月には、ラオスは国際的に論議のあるナムトゥン 2 ダムからの電力を優先的に買うよう求めたが、これについても具体的な合意は成立していない。

（Bangkok Post, "Sales by Laos very likely", 1999 年 5 月 20 日）

【ナムルックダムの発電は年末から】

ラオスのサイソンブン特別区に建設が進められてきたナムルックダムは、今年の末にもタービンを動かして発電が始まる見通しとなった。ブンニヤン副首相が 5 月 24 日に現地を訪れた際に報告を受けた。ダム工事は 1996 年に始まり、現在 90 パーセントが完成した。ダム事業費は総額 1 億 1870 万ドルで、アジア開発銀行と日本の海外経済協力基金が支援した。ダムは、プーカウクワイ生物多様性保全地域の中に 12.8 平方キロの貯水池を造り、発電の他、水を近くのナムグムダムの貯水池に回して、そちらのダムの稼働も上げる計画になっている。

（Vientiane Times, "Electricity from Nam Leuk by late

this year", 1999 年 5 月 28-31 日号）

【メコンの大ナマズが大量孵化】

タイ漁業局は、絶滅の危機に瀕しているメコン大ナマズ（タイ語でプラーブック）の人工養殖プログラムで、今シーズンは 700 万匹もの幼魚が孵化したと発表した。これは 1983 年に始まったプログラム史上最多。これまでの記録は 100 万匹強だった。メコン大ナマズは、メコン河でしか見つかっていない。ごく若いうちに共食いをしてしまうので、なかなかメコン河までたどりつかない。一方、中国からビルマ、タイ、ラオスと流れる間に、貧しい村人によって捕まえられ、食べられてしまう。生き残った大ナマズも、年中行事の大ナマズ捕りの餌食となる。毎年 4 月、観光客や釣り客がタイのチェンライに集まり、魚釣り競争に興じる。今年は 19 匹が引っかかった。半面、人工養殖は近親繁殖で、しばしば魚の生存力を弱めているという批判もある。

（Bangkok Post, "Giant catfish being hatched in millions", 1999 年 5 月 23 日）

【ダムで経済的損失は利益をオーバーする】

チュラロンコーン大学のスタワン博士をリーダーとする 5 大学共同調査チームは、タイ北部で論議を巻き起こしているケン・スア・テンダム（灌漑用）によって、メーヨム国立公園内で失う経済的価値は、30 億バーツ（約 102 億円）に達するという試算を出し、このダムの経済利益に疑問を投げかけている。調査は、5 つのタイプの森林価値に分類；レクリエーションとエコツーリズム、ユニークなエコシステム、炭素吸収量、非木材林産物、それにチークの遺伝学的価値。北部プレー県のメーヨム国立公園に計画されているケン・スア・テンダムに対しては、ソン郡のサイアップ地区の住民やバンコクの環境保護団体などから、社会環境影響の面から批判が出ている半面、推進側の王立灌漑局はそうしたインパクトは数値化できないとしている。担当する科学省はまだプロジェクトについての決定を下していない。食糧農業機関（FAO）は 50 年間にわたるダムによる経済効果は 12 億バーツ（約 41 億円）と推計したが、タイ開発調査研究所（TDRI）は数年前に経済効果を見直した結果、環境影響に伴う費用を除いても 2 億 3200 万バーツ下回るとしている。

（The Nation, "Study casts doubts over Kaeng Sua Ten dam", 1999 年 5 月 12 日）



債務救済問題に関する、ラオス・ナムルックダムへの円借款について国会で代表質問

6月25日の参議院本会議で、小渕総理大臣が、ドイツのケルンサミット（主要国首脳会議）の帰国報告をした。それに対する質疑の中で、堂本暁子議員（参議院の会）は、重債務最貧困国に対する債務救済問題を取り上げ、アジアで唯一の救済の対象国であるラオスを例に、円借款を出す側の姿勢について、小渕総理大臣に質した。以下は未確定段階の議事録である。

堂本暁子議員

今回、日本はサミットの場で債務帳消しに応じました。この際、債務帳消しの本質的な問題をあいまいにすることなく、ODAを質的に転換する絶好のチャンスにしていただきたいと考えます。被援助国のガバナンス、つまり統治と自治のあり方に今後はもっと積極的に関与していかなければならないかもしれません。今まで以上に地域住民やそれからNGOとの合意形成を図ることも必要です。その際、前提となるのが情報の公開です。例えば、被援助国ごとの円借款債権の総額などは今すぐにでも公開していただきたいと思います。その上で、長期的、包括的な国別戦略に基づいたODAを実施すべきではないでしょうか。ここ数年、我が国のODAは、ダムや道路などの経済インフラ重視から教育、福祉重視へと転換を試みてきました。しかし一方で、無償資金援助の贈与比率は依然として先進国の中で最下位です。確かに、我が国の有償資金協力はアジア諸国の経済発展に一定の役割を果たしてきました。とはいえ、福祉、教育など短期的には利潤を上げることがない社会開発分野に対する支援策として有償資金協力が適切なのかどうか、もう一度考え直すべきときではないでしょうか。情報の公開と重ねて総理のお考えを伺いたく存じます。

次に、途上国の債務問題についてお尋ねいたします。今回、アジアで唯一債務救済の対象国として名前が挙がっているのがラオスです。ラオスに対する日本の債権は、九六年に供与したナムルック水力発電事業への三十九億円です。二十年ぶりに再開された円借款ですから、当然十分な審査の上決定したはずなのですが、既に不良債権化しています。ラオスでは二十年前にもダム建設に融資した五十一億円が焦げつき、今も債務救済のための無償資金協力を続けざるを得ない状況にあります。今回、ラオス政府が債務帳消しを求めるかどうかはわかりませんが、どうしてこのような国に再度融資をしたのか、直接間接に負担を負う国民としては納得のいかないところです。債務を帳消しにするということは、有償資金協力に失敗し、四千億円もの不良債権が生じたということではないでしょうか。この際、すべてを帳消しにしてやみに葬るのではなく、客観的な立場から実態の厳正な評価を行うべきだと考えます。総理のお考えを伺いたいと存じます。

小渕恵三総理大臣

堂本暁子議員にお答え申し上げます。…ODAについてお尋ねがありました。既に被援助国ごとの円借款債権総額を初め情報公開に努めてきたところであります。今後もODAの課題や国別の援助計画を明確にし、事業の選定から実施、事後評価に至るまでの透明性を一層高め、さらなる情報公開を進めてまいりたいと考えております。また、援助のあり方につきましては、個々の途上国の発展段階や債務負担能力についての配慮、途上国の開発計画、我が国の援助理念等を念頭に置きながら、援助の対象分野に応じた適切な形態を検討してまいりたいと考えております。途上国の債務問題についてお尋ねがございました。ラオスの例等をお取り上げになられましてもいろいろ御指摘をちょうだいいたしております。債務救済の措置が必要な重債務貧困国の中には、国際状況の変化、国内の政治的、社会的混乱、不適切な経済政策等の事情によりまして、自国の開発のために十分借款を生かし切れなかったものと考えられます。こうした事態を事前に予見することは非常に困難ですが、政府といたしましては、結果としてこのような債務問題が発生したという事実を真摯に受けとめ、今後はより慎重な対応が必要であると考えております。

フォーラム Mekong Vol.1 No.0 1999 (季刊)

定価：500円（送付手数料別） 発行日：1999年10月15日

編集責任者：松本 悟 編集協力：木口由香 表紙：赤阪むつみ

編集・発行：メコン・ウォッチ (Mekong Watch Japan)

〒110-8605

東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル5F

電話 03-3832-5034 ファックス 03-5818-0520 電子メール mekong@path.ne.jp

購読者・会員・協力者大募集

本誌を発行しているメコン・ウォッチは、メコン河流域の自然と人々の生活のつながりを、調査研究や国際開発機関への政策提言によって支えていこうと、1993年に8つのNGOのネットワークとして誕生しました。現在、本誌の購読会員・普通会員・団体会員・賛助会員を募っております。また、本誌の編集や、翻訳などを手伝ってくれる方々も随時募集中です。

年会費（1999年10月改定）

購読会員：本誌の購読（年4回） 3000円

普通会員：本誌、リソースセンター利用、総会での投票権など 5000円

団体会員：普通会員と同じ、ただし本誌2部送付 1万円

賛助会員：総会での投票権がない以外は普通会員と同じ 1万円以上

メールサービス：メコン河開発に関する情報サービス 1000円

郵便振替：00190—6—418819

投稿・投書をお待ちしています

本誌はその名の通り「フォーラム」を目指しています。本誌の内容に対する読者の方々のご意見、あるいはメコン河流域国で活動や研究をされている方々からの調査報告や投稿、またこんなことを取材してはどうかという情報などを常時募集しています。原稿の場合はなるべく2000字以内にまとめてお送り下さい。掲載については編集部（メコン・ウォッチ運営委員会）で決めさせて頂きます。